

第3次亀山市行財政改革大綱に関する実績等報告書(令和4年度)

(政策部DX・行革推進室)

■計画の基本情報

| 計画期間 | R 2 ~ R 7 年度 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---------------------------------------|--|---------------------------------------|--|-----|---------|-------------|----------------------|----------------|-------------|----------------|----------------|------------|------------|--------------|---------------------|---------------|------------------|--------------------|--------------------|------------------|------------------|---------------------|---------------------|-------------|
| 位置付け | 本大綱は、第2次亀山市総合計画前期基本計画及び後期基本計画の「行政経営 持続性を保つ健全な財政運営」に向け、具体的な手法を示すものであり、第2次亀山市行財政改革大綱の目標を継承し、開かれた市政を推進する。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 目的・概要 | 『市民サービスの向上と次代を見据えたスマート自治体への転換』を図っていくことを目的として、行財政運営上の問題を的確に把握し、その解決のためにスピードと成果を重視しながら実行へと移していく。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 計画の骨格 | <p>本大綱の体系は、「市民サービスの向上と次代を見据えたスマート自治体への転換」を図っていくことを目的として、4つの目標及び15の重点方針を設定し、前期実施計画(R2~R4)に82の具体的取組を掲げています。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">[目的] 市民サービスの向上と 次代を見据えたスマート自治体への転換</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">目 標</th> <th style="text-align: center;">重 点 方 針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5" style="text-align: center;">I 行政システムの改革</td> <td>1. ICTを活用した市民サービスの提供</td> </tr> <tr> <td>2. 事務事業構築手法の確立</td> </tr> <tr> <td>3. 働き方改革の推進</td> </tr> <tr> <td>4. 人財育成システムの改革</td> </tr> <tr> <td>5. 新たな公文書管理の改革</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">II 財政運営の強化</td> <td>6. 歳入確保の推進</td> </tr> <tr> <td>7. 歳出の節減・重点化</td> </tr> <tr> <td>8. 特別会計・企業会計等の経営健全化</td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center;">III 既成概念からの脱却</td> <td>9. 公有資産マネジメントの推進</td> </tr> <tr> <td>10. 事務事業のスクラップ&ビルド</td> </tr> <tr> <td>11. PPP（官民連携）の導入促進</td> </tr> <tr> <td>12. 新たな自治体間連携の検討</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">IV 市民総活躍によるまちづくり</td> <td>13. 地域まちづくり協議会の運営支援</td> </tr> <tr> <td>14. 共助による支え合いの基盤の強化</td> </tr> <tr> <td>15. 協働事業の推進</td> </tr> </tbody> </table> | [目的] 市民サービスの向上と 次代を見据えたスマート自治体への転換 | | 目 標 | 重 点 方 針 | I 行政システムの改革 | 1. ICTを活用した市民サービスの提供 | 2. 事務事業構築手法の確立 | 3. 働き方改革の推進 | 4. 人財育成システムの改革 | 5. 新たな公文書管理の改革 | II 財政運営の強化 | 6. 歳入確保の推進 | 7. 歳出の節減・重点化 | 8. 特別会計・企業会計等の経営健全化 | III 既成概念からの脱却 | 9. 公有資産マネジメントの推進 | 10. 事務事業のスクラップ&ビルド | 11. PPP（官民連携）の導入促進 | 12. 新たな自治体間連携の検討 | IV 市民総活躍によるまちづくり | 13. 地域まちづくり協議会の運営支援 | 14. 共助による支え合いの基盤の強化 | 15. 協働事業の推進 |
| [目的] 市民サービスの向上と 次代を見据えたスマート自治体への転換 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 目 標 | 重 点 方 針 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| I 行政システムの改革 | 1. ICTを活用した市民サービスの提供 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 2. 事務事業構築手法の確立 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 3. 働き方改革の推進 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 4. 人財育成システムの改革 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 5. 新たな公文書管理の改革 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| II 財政運営の強化 | 6. 歳入確保の推進 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 7. 歳出の節減・重点化 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 8. 特別会計・企業会計等の経営健全化 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| III 既成概念からの脱却 | 9. 公有資産マネジメントの推進 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 10. 事務事業のスクラップ&ビルド | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 11. PPP（官民連携）の導入促進 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 12. 新たな自治体間連携の検討 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| IV 市民総活躍によるまちづくり | 13. 地域まちづくり協議会の運営支援 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 14. 共助による支え合いの基盤の強化 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 15. 協働事業の推進 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

■ 成果指標

| 成果指標名 | | 単位 | 現状値 | 実績値 (R4) | 目標値 |
|-------|----------------|----|-----|-------------|-----|
| | | | | | |
| 1 | 別紙「成果指標一覧」のとおり | | | | |
| 2 | | | | | |
| 3 | | | | | |
| 4 | | | | | |
| 5 | | | | | |

■ 計画の実績等

| | |
|-------------|---|
| 取組実績 | <p>令和4年度は、第3次亀山市行財政改革大綱(令和2年度～令和7年度)の最終年度として、行財政改革大綱前期実施計画(令和2年度～令和4年度)の82の具体的取組の着実な推進を図るため、各取組状況を確認するなど進捗管理に努めた。</p> <p>また、行財政改革を一層推進し大綱の目的達成を図るため、前期実施計画期間中の実績や課題、問題点等の整理や具体的取組の見直しを行い、後期実施計画(令和5年度～令和7年度)の策定に向けた準備を進めた。</p> |
| 成果 | <p>①行政システムの改革として、マイナンバーカードの取得促進の取組により、普及が大きく拡大した。また、新たな行政評価システムを構築したほか、電子決裁の拡充に向けた協議を進めた。</p> <p>②財政運営の強化として、令和4年度末の財政調整基金の残高が中間目標値を達成したほか、亀山・関テクノヒルズの区画が完売となるなど企業誘致が順調に進捗した。</p> <p>③既成概念からの脱却として、心身障害者医療費助成において所得制限を導入したことで、事業の持続性を確保した。また、官民連携の促進として、指定管理者制度の更新に向けた協議を進めた。</p> <p>④市民総活躍によるまちづくりとして、地域住民を対象とした研修を実施し人材育成を図ったほか、協働事業提案制度を活用した協働事業を実施した。</p> |
| 総合計画推進への寄与度 | <p>行財政改革大綱取組の着実な推進により、財源確保と経費削減が図られたことから、総合計画推進に寄与することができた。</p> <p>【行財政改革による主な効果】 マイナンバーカード交付率の向上、収納率の向上、企業誘致の推進、心身障害者医療費助成への所得制限導入、特定健康診査の受診率向上</p> |

| | |
|--------|---|
| 反省点・課題 | <p>デジタル技術の活用によって業務効率の向上を図り、人的な行政資源を職員でなければできない業務に再配分していく必要がある。</p> <p>また、歳入確保の新たな取組や事務事業点検制度の実施などにより、健全な財政状況を実現していく必要がある。</p> |
|--------|---|

| | |
|--------|---|
| 今後の方向性 | <p>令和4年度実績及び前期実施計画期間中の実績や課題・問題点等を踏まえ、令和5年4月に策定した後期実施計画に取り組み、大綱の目的達成に向けて行財政改革を着実に推進する。</p> |
|--------|---|

成果指標一覧

| 目標指標名 | | 単位 | 現状値 (H30) | 実績値 (R4年度末) | 目標値 (R7) |
|-------|------------------------------|----|--------------|----------------|-------------|
| 1 | AI・RPA等の導入件数(累計) | 件 | - | 15 (本格運用7) | 8 |
| 2 | マイナンバーカードの交付率(累計) | % | 9.8 | 69.3 | 90.0 |
| 3 | 時間外勤務総時間 | 時間 | 42,328 | 44,372 | 40,000以下 |
| 4 | 財政調整基金の残高 | 億円 | 29.7 | 21.3 | 20.0以上 |
| 5 | 経常収支比率(一般会計) | % | 86.5 | 85.2 | 85.0以下 |
| 6 | 病院事業会計への繰出金(法定外)の額 | 千円 | 94,332 | 0 | 50,000以内 |
| 7 | スクラップ&ビルドの件数(累計) | 件 | - | 4 | 8 |
| 8 | 民間賃貸住宅を活用した戸数(累計) | 戸 | 74 | 90 | 134 |
| 9 | 新たな自治体間連携の協議等を行った数(累計) | 件 | - | 3 | 4 |
| 10 | 地区防災計画を策定した地域まちづくり協議会等の数(累計) | 地区 | - | 5 | 22 |
| 11 | かめやま人キャンパスを修了した人数(累計) | 人 | - | 17 | 120 |
| 12 | 協働事業提案制度を実施した件数(累計) | 件 | 25 | 32 | 35 |

第3次亀山市行政改革大綱前期実施計画 令和4年度取組実績及び前期実施計画総括評価

| 具体的取組 | | 目標 | 重点方針 | 取組責任者 | | 取組部署 | 現状と課題 | 取組内容 (R2-R4) | 目標指標 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和2～4年度 | 取組の総括評価 | | | | |
|-------|------------------|-----------|-------------------|--------|-----------|-------------------------|--|--|--------------------------------|--|---|---|---|---------|--|--|---|------------------|
| No | 名称 | | | 正 | 副 | | | 取組内容 (R2-R4) | | 年度末実績 (高林的な取組の状況) | 年度末実績 (高林的な取組の状況) | 年度計画 | 年度末実績 (高林的な取組の状況) | 進捗率 | 取組成果(総括) | 目標指標の実績 (令和4年度末) | 課題・問題点 | 取組の総括評価 |
| 1 | 全庁的なAI・RPA等の導入推進 | 行政システムの改革 | ICTを活用した市民サービスの提供 | 政策部長 | DX・行革推進室長 | 政策部DX・行革推進室 | 少子化による人口減少と高齢化が進み、今後、行政サービスの多様化・複雑化が予想されるなか、的確にサービスを提供し続けなければならない。そのため、ICTを活用し、業務の効率化を図る必要がある。 | AIやRPA等のICTの利活用を検討し、効果の高い定型の作業において、業務工程の一部の導入を図る。 | AI・RPA等の導入件数：5件 | 一部の課税業務(個人住民税関係の4業務と、固定資産税関係、軽自動車税関係の計6業務)にAI・RPAを導入し、業務工程の一部自動化を図った。また、本市を含む県内4市町が、総務省実施のプロジェクトに選定され、その中で、固定資産税の登記済通知書の入力にRPAを導入した。 | 昨年度実施した一部の課税業務に加え、ワクテン接種業務、収納業務、生活保護業務でシナリオ作成を行った。 | 継続及び更なる検討 | 職員によるRPAシナリオ作成技術の向上、デジタル技術への意識改革のため、住民情報システムを扱う職員の一部へ業務を想定したシナリオ作成研修を行い、本格運用に向けた準備を行った。 | 100% | 住民情報システムにおいて、RPAのシナリオを15本複製した。その中で複数の業務でRPAを本格稼働させることができ、業務の効率化を図ることができた。 | AI・RPA等の導入件数：15件(うち、本格運用7件) | 実務を担当する職員自らが、RPAのシナリオの作成や変更ができるよう、RPAを活用できるデジタル人材の育成、確保が必要である。 | A 十分な成果が得られた |
| 2 | 課税業務へのAI・RPA等の導入 | 行政システムの改革 | ICTを活用した市民サービスの提供 | 総務財政部長 | 税務課長 | 総務財政部税務課市民税グループ、資産税グループ | 個人市民税、軽自動車税、固定資産税等において、基幹システムへの入力件数など定型業務より、多くの時間を要していることから業務の効率化が求められている。 | 基幹システムへの入力作業や定型業務など、業務プロセスをAI・RPA等により自動化を図ることで作業時間の削減を図る。 | AI・RPA等の本格導入 | 個人市民税の事業所宛新規登録、個人宛名新規登録、給与支払報告登録、0円申告登録及び軽自動車の廃車登録、固定資産税の償却資産変動登録のRPAを導入した。 | 令和2年度導入の市民税関係業務については、検証環境での動作確認を行った結果、現時点においてRPA導入は効果的でないことが判明した。一方、軽自動車税及び固定資産税関係については、検証環境で動作確認が取れたため本番環境で作業を行った。 | 令和4年度中の軽自動車税の廃車登録は、約1,600件、約40時間の作業時間の短縮、また、固定資産税の償却資産の入力については、約700件、約2時間の作業時間の短縮につなげることができた。 | 個人市民税関係については、令和4年12月から特別徴収に係る賃金振出書のRPAを導入したが、事業所からの提出書類に不備が多く実用にはならなかった。また、新規取組として毎月の税額変更に伴う確認作業に係る変更前税額抽出作業のシナリオ作成を行った。 | 75% | 固定資産税及び軽自動車税関係の入力作業については、RPAにより入力作業時間の短縮を図ることができた。また、個人市民税関係については、①事業所宛新規登録、②個人宛新規登録、③給与支払報告登録、④0円申告登録の4項目を導入したが、RPAには効果的でないことが判明したため、新たに特別徴収に係る賃金振出書の入力作業を導入したが、提出書類に不備が見えられたため、本番環境での作業まで至らなかった。 | 軽自動車税：令和3年10月、廃車登録に係るRPAを本番環境で作業を実施。令和3年度実績 約300件、約5時間短縮 令和4年度実績 約1600件、約40時間短縮 固定資産税：令和3年1月、償却資産申告書入力に係るRPAを本番環境で作業を実施。令和3年度実績 約500件、約16時間短縮 令和4年度実績 約700件、約24時間短縮 個人市民税：令和3年12月、特別徴収異動事務にRPAを導入。令和4年度実績 0件 | 軽自動車税については、廃車事務において活用しているが、最も事務量が多い車両登録等の事務でも活用したい。そのため、名称変更や車両の使用済届、所有者登録等申告書この作業内容を前提にシナリオを検討していく必要がある。また、個人市民税の特別徴収事務については、提出された書類の修正や事業所への確認を要することも多いことから今後十分な検証を行う必要がある。新規導入事例については、今後動作確認や検証を行っていく。 | B まずまず成果を得られた |
| 3 | マイナンバーカードの交付率の向上 | 行政システムの改革 | ICTを活用した市民サービスの提供 | 市民文化部長 | 市民課長 | 市民文化都市民課戸籍住民グループ | 「デジタルガバメント関係会議」において、令和4年度中にほとんどの住民がマイナンバーカードの保有することを想定し、全市区町村において「交付円滑化計画」の策定を推進することが盛り込まれた。この方針が決定されたことに伴い、マイナンバーカードの交付率の向上に努める必要がある。 | 令和元年度中に策定する予定の「マイナンバーカード交付円滑化計画(仮称)」に基づき、マイナンバーカードの交付率の向上に努める。 | マイナンバーカードの交付率：80.0% | 毎月第2・4日曜日の午後、毎週木曜日の夜間等時間外交付窓口を開設、本庁に専用窓口新設、統合端末2台増設、行政専門員3名へ増員、商業施設等へ出張申請、本庁特設会場申請交付実施、行政情報番組、市広報等で取得促進に取り組んだ。 | 毎月第2・4日曜日の午後、毎週木曜日の夜間等時間外交付窓口を開設、本庁に専用窓口新設、統合端末2台増設、行政専門員3名へ増員、商業施設等へ出張申請、本庁特設会場申請交付実施、行政情報番組、市広報等で周知し取得促進に取り組んだ。 | 交付率向上に向けた取組 ・目標指標の達成 | 毎月第2・4日曜日の午後、毎週木曜日の夜間等時間外交付窓口による交付受付実施、申請者に1,000円分のクオカードを呈呈するキャンペーンを実施、積極的に事業所や各地区・まちづくり協議会等へ出張申請受付、チラシ配布、ポスター設置、行政情報番組、市広報等で周知し取得促進に取り組んだ。 | 75% | 積極的に事業所や各地域に出張申請を行ったことやクオカード進呈キャンペーンの案内を行ったことで申請率・交付率が向上した。またマイナンバーカードを利用しコンビニで証明書が交付出来る、保証証として利用出来るなど利便性が高く、多くのメリットがあることを広く周知したことで交付率向上に繋がった。 | マイナンバーカードの交付率：69.3% | 「マイナンバーカード交付円滑化計画」に基づき取り組みを進めたが、令和5年3月末現在申請率は81.78%で、交付率は69.30%で計画に達しなかった。マイナンバーカードの申請及び交付については、今後継続した動きと、申請機会の拡充に努める必要がある。一方で出張申請については、これら対応に職員体制が必要である。またマイナンバーカードの利便性や安性、仕組み等、新たな情報について広く周知していくことが重要である。 | B まずまず成果を得られた |
| 4 | 保育現場へのICT機器等の導入 | 行政システムの改革 | ICTを活用した市民サービスの提供 | 健康福祉部長 | 子ども未来課長 | 健康福祉部子ども未来課グループ | 幼児教育・保育の無償化がスタートし、保育所等の利用意向の高まりが予想されるなか、保育士不足の深刻化など、保育現場で働くことへの負担軽減が求められる。 | 保育現場へのICT機器等の導入により効率的な業務管理を行うことで、保育士の労働環境の改善を図るとともに、労働時間の短縮を目指す。 | 保育準備等に要する時間外勤務の削減(R1年度比：10%削減) | 内部での保育システムの研究を行い、選定準備を進めた。 | 昨年度に引き続き、保育システム選定のための研究を行い、保育現場の労働環境向上に向けた検討を行っている。 | 導入機能による実践 | 令和5年度からの本格稼働に向け、各園の環境整備を行い、公立全園へのシステム導入を完了した。 | 100% | 令和4年度は、導入システム決定、ネット環境整備、タブレット端末などの備品購入及び職員向けのシステム研修を実施した。また他園に先駆けて、認定こども園アスレにおいて、令和5年3月から試験運用を開始し、システムの動作確認等を行い、令和5年度からの全園運用開始の準備を整えた。 | 先行運用開始園アスレにおける時間外勤務の削減(R1年度比：10%削減) 令和2年3月分：18H 令和5年3月分：34H システム導入月の時間外勤務の削減は図れないが、今後のシステムの運用状況により、経過を見ていく必要がある。また、他園についても、システム運用による削減を見込んでいる。 | 令和5年度当初からの登降園管理や保護者との連絡等の基本的な機能から運用を開始していくが、今後は運用状況を確認しながら、さらなる保育士の業務効率化が図れるよう、導入機能の拡大をしていく必要がある。 | A 十分な成果が得られた |

第3次亀山市行政改革大綱前期実施計画 令和4年度取組実績及び前期実施計画総括評価

| 具体的取組 | | 目標 | 重点方針 | 取組責任者 | | 取組部署 | 現状と課題 | 取組内容 (R2～R4) | 目標指標 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和2～4年度 | | | | | |
|-------|---------------------|-----------|-------------------|--------|--------|-----------------------|--|--|--------------------|--|--|---|----------------------|---|---|--|-----------------|---------|
| No | 名称 | | | 正 | 副 | | | 取組内容 (R2～R4) | | 年度末実績 (具体的な取組の状況) | 年度末実績 (具体的な取組の状況) | 年度計画 | 年度末実績 (具体的な取組の状況) | 進捗率 | 取組成果(総括) | 目標指標の実績 (令和4年度末) | 課題・問題点 | 取組の総括評価 |
| 5 | 図書館整備におけるA1・RPA等の導入 | 行政システムの改革 | ICTを活用した市民サービスの提供 | 教育部長 | 生涯学習課長 | 教育委員会事務局生涯学習課社会教育グループ | 昭和55年の開館以来、施設全体の老朽化、学習室の不足、図書館サービスの制約、アクセスの悪さ等の様々な課題があるにも関わらず、最先端技術等の導入による利便性充実や効率化が進んでいない。 | 駅前に整備する新図書館において、A1・RPA等を導入することで膨大なデータの転写が可能となり、利用者からのレファレンスへの対応など利便性充実を図る。 また従来、職員が手作業で実施していた蔵書点検などの効率化を図る。 | 新図書館へのA1・RPA等の導入実現 | 令和2年3月に策定した「亀山市立図書館管理運営の基本方針」において定めた『先進技術導入による省力化』のICT化の取組に基づき、新図書館整備に伴うシステム整備の検討を行った。 | 令和2年3月に策定した「亀山市立図書館管理運営の基本方針」において定めた『先進技術導入による省力化』のICT化の取組に基づき、新図書館整備に伴うシステム整備の検討を行い、新年度において必要な予算措置を行った。 | 令和4年5月に業務委託契約を締結し、ICタグ導入に伴う自動貸出機、BDS(盗難防止装置)等システム機器を導入するとともに、座席管理システムと電子図書を導入を進め、事務の効率化や図書館利用者の利便性向上を図った。 | 100% | 新図書館において、ICタグの導入、自動貸出機、BDS(盗難防止装置)等最新機器を導入し、システム整備を進めることにより、蔵書管理の効率化が図れるとともに、図書館利用者の利便性が向上する。 | 令和5年1月26日の図書館開館に伴うICタグ導入に伴う自動貸出機、BDS等の機器導入、座席管理システム、電子図書の導入により、蔵書管理の効率化及び図書館利用者の利便性が向上した。 | システムの導入及び運用経費については、一般財源であるため、財源の確保が課題である。 | A 十分な成果が得られた | |
| 6 | 行政評価システムの再構築 | 行政システムの改革 | 事務事業構築手法の確立 | 政策部長 | 政策推進課長 | 政策部政策推進課政策調整グループ | 平成20年度から行政評価システムを導入するなか、これまでも施策・事業の効果的かつ効率的な推進に向けて、システムの見直しや充実を図ってきたことであり、今後においても、手段が目的化することのないよう継続的な検証と見直しが必要である。 | 現行の行政評価システムを検証し、事務量と効果のバランスも踏まえた上で、評価システムを改訂する。 | 行政評価システムの改訂 | 現行の評価システムについて、システム運用上の課題や今後継続していくべき事項等について、洗い出しを行った。 | PDCAサイクルにおけるC(チェック)からA(アクション)への効果的な展開が図れた評価システムとなるよう、再構築に向けた検討を行った。 | 行政評価システムの改訂 | 100% | 「評価に必要な情報量の確保やその精度の向上」と「評価システムの簡素化」とのバランスを出来る限り考慮した行政評価システムを再構築することができた。 | 令和5年3月に行政評価システムを改訂した。 | 後期基本計画の効率的な推進を図る観点から、社会情勢等が目まぐるしく変化する中、事業の必要性や市民ニーズとの整合性等を考慮しながら、システムを運用していく必要がある。 | A 十分な成果が得られた | |
| 7 | 事務事業の採択及び再編手法の検討 | 行政システムの改革 | 事務事業構築手法の確立 | 政策部長 | 政策推進課長 | 政策部政策推進課政策調整グループ | 持続可能な行政運営にあたり、事務事業の妥当性を検証し、「選択と集中」による事務事業の効率化・重点化を進める必要がある。 | 第2次総合計画後期基本計画第1次実施計画の策定に向けて、施策推進に寄与する効率・効果的な事務事業の採択や再編手法を確立し、新規事業の採択等に活用する。 | 事業の採択・再編手法の確立 | 第1次実施計画に位置付ける主要事業の採択に当たり、事前評価工程を見直すことにより、事務事業の重点化等を行うことができる手法について、その可能性を検討した。 | 実施計画を構成する主要事業の要求時に、事業毎に必要な性、適時性等の5項目による事前評価を行うとともに、継続的に取り組む事業については、事業の見直し及び事務事業評価結果の活用について確認した。 | 後期基本計画実施計画に位置付けた事業の推進 | 100% | 第2次総合計画後期基本計画実施計画の策定に当たり、該当する主要事業の事前評価を行い、事業の規模及び手法の適正化を図ることができた。 | 第2次総合計画後期基本計画実施計画において、該当する主要事業の事前評価を行い、事業の規模及び手法の適正化を図ることができた。 | 事業の必要性や有効性等を適切に評価し、事業の規模や手法の適正化を図る必要がある。 | A 十分な成果が得られた | |
| 8 | 亀山版SDGsの確立 | 行政システムの改革 | 事務事業構築手法の確立 | 政策部長 | 政策推進課長 | 政策部政策推進課政策調整グループ | 持続可能なまちづくりの実現に向けて、世界水準のSDGs(持続可能な開発目標)を本市の実情に沿った形に適応させながら今後の政策展開に活用していく必要がある。 | 本市の状況を考慮した目標(ゴール)設定やSDGsの重要な側面である「経済・環境・社会」を統合的に捉えた全体最適の考え方をSDGsの視点も踏まえた計画・事業立案の在り方を確立する。 | 「亀山版SDGs」の確立 | 本市におけるSDGsの取組方向等を整理するに当たり、前期基本計画の「施策の方向」ごとにSDGsのゴール等との関連を検証するとともに、他自治体の事例等も踏まえて、後期基本計画等への展開方針について検討を行った。 | 自治体SDGsの確立に向け、後期基本計画素案に基本施策毎のSDGs達成目標を明示し、総合計上の位置付けを行った。 | 「亀山版SDGs」の確立及び推進 | 100% | SDGsと総合計画を関連付け、一体的に推進することにより、総合計画の推進がSDGsの達成に資するとともに、本市のまちづくりが目指す方向とSDGsの国際目標との関係性を明確にすることで、将来都市像の実現に向けた持続可能なまちづくりの展開をすることができた。 | 令和4年6月の第2次総合計画後期基本計画の策定に合わせて、「亀山版SDGs」の考え方を確立した。 | 総合計画とSDGsを一体的に推進することとしたため、SDGsの視点も踏まえた上で、総合計画の進捗管理を行う必要がある。 | A 十分な成果が得られた | |
| 9 | 働き方の意識改革 | 行政システムの改革 | 働き方改革の推進 | 総務財政部長 | 総務課長 | 総務財政部総務課人事給与グループ | 職員のワーク・ライフ・バランスの更なる推進に向け、労働時間の長さよりも業績や業務効率化を重視する職場環境へ転換を図ることが必要とされる。 | 各所属において業務に係るマニュアルを作成し、共有する。 | 全職場においてマニュアル作成 | 令和2年2月18日付で通知した「令和元年度定期調査結果に基づく措置に係る業務マニュアルの作成について」により、株式例においては、それぞれの業務に合ったマニュアルの作成を進めているところである。 | 各所属においては、それぞれの業務に合ったマニュアルの作成を進めている。 | 作成したマニュアルの見直し及び充実 | 100% | 各所属においてマニュアルを作成し、見直し及び充実が図られている。 | 各所属においては、それぞれの業務に合ったマニュアルの作成されている。 | 各所属において継続的にマニュアルを見直すとともに、新たな業務が発生した場合は随時作成を必要とする。 | B まずは成果を得られた | |

第3次亀山市行政改革大綱前期実施計画 令和4年度取組実績及び前期実施計画総括評価

| 具体的取組 | | 目標 | 重点方針 | 取組責任者 | | 取組部署 | 現状と課題 | 取組内容 (R2-R4) | 目標指標 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和2～4年度 | 取組2～4年度 | | | | |
|-------|----------------|-----------|----------|--------|--------|---------------------|---|---|--|---|--|---|---|--|---|--|---|--------------------|
| No | 名称 | | | 正 | 副 | | | 取組内容 (R2-R4) | | 年度末実績 (具体的な取組の状況) | 年度末実績 (具体的な取組の状況) | 年度計画 | 年度末実績 (具体的な取組の状況) | 進捗率 | 取組成果(総括) | 目標指標の実績 (令和4年度末) | 課題・問題点 | 取組の総括評価 |
| 10 | 時間外勤務時間の削減 | 行政システムの改革 | 働き方改革の推進 | 総務財政部長 | 総務課長 | 総務財政部総務課人事給与グループ | 時間外勤務については、特定事業主行動計画に全体の目標値を定めて取り組んできたところであるが、働き方改革法により、職員一人当たりの時間外勤務時間の上限が規定されたことから、業務の効率化・平準化を図る必要がある。 | 職員一人当たりの時間外勤務時間の上限が月45時間、年間360時間と規定されたことから、これを超えるようなマネジメントを実施する。 | 年間時間外勤務時間360人 時間超過：0人 | 平成31年4月15日付けで通知した「時間外勤務の取扱いについて」により、各所属において職員の労働時間管理を行っている。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症対策の影響により業務の減った部署が増えた反面、業務が増えた一部部署においては労働時間の管理が難しくなった。 | 令和3年8月2日付けで通知した「令和3年度時間外勤務削減計画の実施について」により、各所属において職員の労働時間管理を行い、設定された目標達成に向けて取り組んだ。 | 取組の継続 | 令和4年7月7日付けで通知した「令和4年度時間外勤務削減計画の実施について」により、各所属において職員の労働時間管理を行い、設定された目標達成に向けて取り組んだ。 | 75% | 新型コロナウイルス感染症対策の影響により業務の減った部署が増えた反面、業務が増えた一部部署においては労働時間の管理が難しくなった。 | 年間時間外勤務時間360時間超過の職員数。 令和2年度：11人 令和3年度：27人 令和4年度：36人 | 新型コロナウイルス感染症の感染防止の位置付けが変わったことにより、中止や延期をしていた事業が再開し、業務が増大する可能性があるため、マネジメントを強化する必要がある。 | C あまり成果を得られなかった |
| 11 | 有給休暇の取得促進 | 行政システムの改革 | 働き方改革の推進 | 総務財政部長 | 総務課長 | 総務財政部総務課人事給与グループ | 民間労働法改正により、民間企業においては、平成31年4月から労働者に対して年間5日の年次有給休暇を取得させることが義務付けられ、国家公務員においても、職員の年5日以上年次有給休暇取得を確実にするための取組を行っている。市職員についてもワーク・ライフ・バランス推進の観点から、計画に基づいた年次有給休暇の取得促進に取り組む。 | 亀山市特定事業主行動計画を改訂し、ワークライフバランス推進の観点から、計画に基づいた年次有給休暇の取得促進に取り組む。 | 全職員の年次有給休暇の取得日：5日以上 | 令和2年6月10日付けで通知した「夏季休暇及び年次有給休暇の取得促進について」により、夏季休暇及び年次有給休暇の取得について促進した。さらに、本年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための取組として、積極的に年次有給休暇の取得を促進した。 | 令和3年6月11日付けで通知した「夏季休暇及び年次有給休暇の取得促進について」により、夏季休暇及び年次有給休暇の取得について促進した。さらに、本年度も、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための取組として、積極的に年次有給休暇の取得を促進した。 | ・年次有給休暇計画表による取得促進 ・記念日休暇の導入の検討 | 令和4年6月7日付けで通知した「夏季休暇及び年次有給休暇の取得促進について」により、夏季休暇及び年次有給休暇の取得について促進した。さらに、本年度も、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための取組として、積極的に年次有給休暇の取得を促進した。 | 75% | 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための取組として、積極的に年次有給休暇の取得を促進した。依然として年次有給休暇取得日数が5日未満の職員がいることから、記念日休暇の導入の検討には至らなかった。 | 年次有給休暇取得日数5日未満の職員数。 令和2年：16人 令和3年：18人 令和4年：23人 参考：令和元年：51人 | 新型コロナウイルス感染症の感染防止の位置付けが変わったことにより、中止や延期をしていた事業が再開し、業務が増大する可能性があるため、マネジメントを強化する必要がある。 | B まずまず成果を得られた |
| 12 | 定員適正化の推進 | 行政システムの改革 | 働き方改革の推進 | 総務財政部長 | 総務課長 | 総務財政部総務課人事給与グループ | 厳しい財政状況が続くことが見込まれるなか、市民のニーズに対応した行政サービスを行うため、職員の適正な定員管理を行うとともに必要な労働力を確保する必要がある。 | 第4次亀山市定員適正化計画を策定し、真に正規職員の配置が必要な職については、計画に基づき正規職員の配置を実施し、適正な定員管理を行う。また、会計年度任用職員についても効果的な配置を実施する。 | 定員適正化計画に基づき、計画的に職員採用を行った。また、本年度は、新型コロナウイルス感染症対策に関する業務が増大したことから、PT及び新型コロナウイルス感染症対策に関する業務が増大したことから設置したPTを継続した。 | 定員適正化計画に基づき、計画的に職員採用を行った。また、令和3年度も、新型コロナウイルス感染症対策に関する業務が増大したことから設置したPTを継続した。 | 業務内容や業務量の変化を把握し、適切な人員配置を行う | 令和5年度の処遇反映に向けて効果的で実効性のある人事評価制度とするため、処遇反映と人材育成プログラムなどを含む、包括的な制度とされている。 | 100% | 正規職員の配置については、定員適正化計画に基づき、計画的に職員採用を行った。また、新型コロナウイルス感染症対策など緊急対応を要する業務に適切な人員配置を行った。 | 新型コロナウイルスワクチン接種室の設置 保育士・幼稚園教諭や保健師の増員 | 新型コロナウイルス感染症対策など緊急対応を要する業務への人的措置が課題である。 | A 十分な成果が得られた | |
| 13 | 人事評価制度の再構築 | 行政システムの改革 | 働き方改革の推進 | 総務財政部長 | 総務課長 | 総務財政部総務課人事給与グループ | 人事評価制度は、評価結果を給与、昇格等に反映させることにより、職員のモチベーション向上に繋げるものであることから、評価結果の正確性を担保する制度を構築し、評価結果を処遇に反映する必要がある。 | 人事評価制度の評価結果の正確性を担保するための制度を検討のうえ、運用を実施し、評価結果を処遇に反映する。 | 評価結果の処遇反映の実施 | 令和2年9月に県内各市の状況を調査し、その状況を踏まえ、本市の制度設計に着手した。 | 人材育成等専門家による人事評価結果の活用に係る研修に参加し、人事評価の課題について専門家と意見交換を行った。 | 処遇反映 | 令和5年度の処遇反映に向けて効果的で実効性のある人事評価制度とするため、処遇反映と人材育成プログラムなどを含む、包括的な制度とされている。 | 50% | 令和5年度の処遇反映に向けて効果的で実効性のある人事評価制度とするため、処遇反映と人材育成プログラムなどを含む、包括的な制度とされている。 | 人事評価結果の活用について、制度設計に着手し、研修や専門家の意見交換を実施し、処遇反映に向けて取り組んだが、反映には至らなかった。 | 人事評価の調整会議を行う等、公正性を担保する取組が必要である。 | D 成果を得られなかった |
| 14 | 職務に必要な資格保持者の養成 | 行政システムの改革 | 働き方改革の推進 | 消防部長 | 消防総務課長 | 消防本部消防総務課総務・消防団グループ | 職員構成の若年化に伴い、組織力、現場対応力の低下が懸念されるなか、多様な業務に対応するためには、職務に必要な資格保持者を確保し、適正な人員配置をしていく必要がある。 | 職員に中型・大型免許を計画的に取得させ、消防車両の機関員を養成する。また、救急救命士の救急搭乗率を低下させないよう、継続して救急救命士を養成する。 | 資格保持者ができている | 職員2人が中型免許を取得し、消防車両の機関員が養成できた。一方、救急救命士の養成については、予定していた研修所派遣による救急救命士の養成は不可能となったが、国家試験の受験資格を有する職員1人が受験し合格した。 | 職員1人が大型免許を、職員2人が中型免許をそれぞれ取得し、消防車両の機関員が養成できた。また、救急救命士の養成については、職員1人が研修を修了するとともに、国家試験に合格し、養成が図れた。 | 消防車両機関員、救急救命士の養成 | 職員1人が大型免許を、職員2人が中型免許をそれぞれ取得し、消防車両の機関員が養成できた。また、救急救命士の養成については、職員1人が研修を修了するとともに、国家試験に合格し、養成が図れた。 | 75% | 計画どおり資格保持者の養成が図れなかった年度もあったが、概ね適正な人員配置ができた。 | 消防車両の機関員を養成した。(8名) ・大型免許取得 2名 ・中型免許取得 6名 救急救命士を養成した。(2名) | 消防車両機関員、救急救命士とも、継続的に養成を続ける必要がある。 | B まずまず成果を得られた |

第3次亀山市行政改革大綱前期実施計画 令和4年度取組実績及び前期実施計画総括評価

| 具体的取組 | | 目標 | 重点方針 | 取組責任者 | | 取組部署 | 現状と課題 | 取組内容 (R2-R4) | 目標指標 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和2～4年度 | | | | | |
|-------|---------------------|-----------|---------------|--------|--------|-------------------------------|--|--|-------------------------------------|--|--|--|---------|--|--|--|---|------------------|
| No | 名称 | | | 正 | 副 | | | 取組内容 (R2-R4) | | 年度末実績 (最終的な取組の状況) | 年度末実績 (最終的な取組の状況) | 年度計画 (最終的な取組の状況) | 進捗率 | 取組成果(総括) | 目標指標の実績 (令和4年度末) | 課題・問題点 | 取組の総括評価 | |
| 19 | 行政課題に対応できる人材育成研修の実施 | 行政システムの改革 | 4 人材育成システムの改革 | 総務財政部長 | 総務課長 | 総務財政部総務課人事給与グループ | 急速にICT技術が発展する状況の中で、今後予測されるAIの活用が一般化する時代において、職員として求められる能力を身に付ける必要がある。 | コミュニケーション能力やコーチングなどの対人関係能力などを身に付ける研修を実施する。また、人材育成基本方針の見直しを実施する。 | 各種研修の実施 | 新型コロナウイルス感染症の影響により、階層別研修(三重県市町総合事務組合主催)や広域・派遣研修などは中止又は人員を減らしての実施となった。また、人材育成基本方針の見直しに着手した。 | 新型コロナウイルス感染症の影響により、能力向上研修(三重県市町総合事務組合主催)が延期や人数を減らしての実施となった。 | デジタルツールの導入状況に応じ、人材育成基本方針の見直し | 25% | 研修のオンライン化により受講しやすい環境下で、受講者の増加を図った。 人材育成基本方針の見直しには至らなかった。 | 新型コロナウイルス感染症の影響から、対人関係能力などを身に付ける研修を実施できなかった。 また、人材育成基本方針の見直しには至らなかった。 | 新型コロナウイルス感染症の影響から、オンライン研修が進んだことにより、職員が研修に参加できる機会を創出する必要がある。 | C あまり成果を得られなかった | |
| 20 | コンプライアンス意識の徹底 | 行政システムの改革 | 4 人材育成システムの改革 | 総務財政部長 | 総務課長 | 総務財政部総務課法務統計グループ | 職員の公務員倫理や法令遵守を推進するための環境づくりや体制を整備することにより、透明で市民から信頼される市政を確立するため、職員コンプライアンス条例等を制定し制度を構築した。そのため、この制度の運用を徹底する必要がある。 | 職員コンプライアンスに関する研修を実施するとともに、職員コンプライアンスに関する状況及び講じた措置について公表する。 | 定期的な状況公表の実施 | コンプライアンス推進会議の開催を行った。また、亀山市職員コンプライアンス条例等を運用する中で、問題があったため、亀山市職員コンプライアンス条例施行規則の一部改正及び亀山市職員コンプライアンスハンドブックの見直しを行った。 | 職員のコンプライアンスに関する状況を調査し、結果を組織内部に公表した。 | ・職員研修の実施 ・コンプライアンス推進会議の開催 ・職員のコンプライアンスに関する状況等の公表 | 100% | ・主幹級職員を対象に研修を実施した。 ・取組状況を報告し、意見を運用に反映させるため、推進会議を開催した。 ・前年度のコンプライアンスに関する状況等について市のホームページで公表した。 | 職員コンプライアンスに関する研修、意識調査等の実施並びに職員コンプライアンスに関する状況及び講じた措置の公表を通じて、職員のコンプライアンスに関する意識が高まった。 | ・職員研修の実施(全職員を対象とするため幹部から開始し、令和4年度では主幹級まで進んでいる) ・毎年度、職員のコンプライアンスに関する状況等を公表している。 | 必要な取組は確実に実施しており、数字にも表れているが、その成果については可視化が難しく、今後、マンネリ化による意識の低下を防ぐためにも、手法の見直しが必要である。 | B まずまず成果を得られた |
| 21 | コンプライアンス制度の適正な運用 | 行政システムの改革 | 4 人材育成システムの改革 | 総務財政部長 | 総務課長 | 総務財政部総務課法務統計グループ | 職員の公務員倫理や法令遵守を推進するための環境づくりや体制を整備することにより、透明で市民から信頼される市政を確立するため、職員コンプライアンス条例等を制定し制度を構築した。そのため、この制度の運用を徹底する必要がある。 | 職員コンプライアンス制度の浸透を図るため、働きかけ行為(要望等及び不当要求)に関する記録と上司への報告の実施について、定期的に周知を行う。 | 働きかけ行為に関する報告件数:10件以上/年 | 働きかけ行為に関する報告は、0件であった(明らかに働きかけ行為ではないと判断できるものだけであった。) | 上半期と下半期にわけ、働きかけ行為の記録の有無について調査を行った。 | 働きかけ行為等に関する周知と取りまとめ | 75% | 本年度については、四半期ごとに調査を実施している。なお、第4四半期については、翌年度の実施となる。 | 働きかけ行為に関する報告があった件数は令和4年度に1件あるだけであるが、働きかけ行為に該当しないと記録だけに止めた件数を含めた件数は増加している。後の検証のために記録を残すという意識は浸透してきており、数字にも現れている(令和4年度の記録件数は、25件)。 | 働きかけ行為の報告件数を数値目標として掲げていることに問題がある。働きかけ行為であることが疑われる事案があるにもかかわらず報告がないのあれば問題であるが、働きかけ行為そのものは、むしろ減少していくことが望ましい。 | B まずまず成果を得られた | |
| 22 | 効率的・効果的な教職員研修システム改革 | 行政システムの改革 | 4 人材育成システムの改革 | 教育部長 | 学校教育課長 | 教育委員会事務局 学校教育課 教育研究グループ | 亀山市教育関係職員の研修方針に沿って、「教職員の資質・指導力の向上」「今日の教育課題に対応した実践力の向上」を一層推し進め、新学習指導要領改訂に合わせた授業改革等に取り組む必要がある。 | 各学校個別のテーマ、あるいは全学校共通のテーマなど、学校や個々の教職員の研修ニーズを把握し、より多くの教職員が多様な研修を受けられるよう、外部講師の効率的な招聘計画立案や、学校の枠を超えた研修会の相互乗り入れの機会づくり等、効率的・効果的な教職員研修の在り方の検討を行う。 | 各校及び市教委の外部講師招聘研修会等への教職員の参加機会や選択幅の拡大 | 各校区別の研修主題を設定することができた。また、学校間の研修会の情報共有を行うことで、他校の研修会に参加することができるよう体制づくりを行った。 | 各校区別の研修主題を設定することができた。また、中学校区別の研修計画の作成を行った。学校間の研修会の情報共有を行うことができた。 | ・中学校区別の研修計画の作成 ・外部講師招聘による研修会の整理(先進校視察) | 75% | 中学校区別の研修計画を作成し、計画に基づいた研修が行われた。外部講師の研修についても、拠点校等から情報発信し、どの学校の研修にも参加できる体制づくりが行われた。 | 各学校及び市教委の外部講師招聘研修会等への教職員の参加機会や選択幅の拡大:令和4年度:基本研修11回・授業力向上研修11回・教育課題別研修13回 令和3年度:基本研修20回・授業力向上研修9回・教育課題別研修9回 | 教員免許更新制度の廃止に伴う、新たな研修制度の内容に合わせた、研修の機会確保や記録について対応している必要がある。 | A 十分な成果が得られた | |

第3次亀山市行政改革大綱前期実施計画 令和4年度取組実績及び前期実施計画総括評価

| 具体的取組 | | 目標 | 重点方針 | 取組責任者 | | 取組部署 | 現状と課題 | 取組内容 (R2-R4) | 目標指標 | 令和2年度 (最終的な取組の状況) | 令和3年度 (最終的な取組の状況) | 令和4年度 | 令和2～4年度 | | | | | | |
|-------|-----------------------|----|-----------|-------|-------------|-------------------------------|---|--|--|---|---|--|---|---|---|--|---|---|-----------------|
| No | 名称 | | | 正 | 副 | | | 取組内容 (R2-R4) | | 年度末実績 (最終的な取組の状況) | 年度末実績 (最終的な取組の状況) | 年度計画 | 年度末実績 (最終的な取組の状況) | 進捗率 | 取組成果(総括) | 目標指標の実績 (令和4年度末) | 課題・問題点 | 取組の総括評価 | |
| 23 | 公文書のライフサイクルに合わせた適正な管理 | I | 行政システムの改革 | 5 | 新たな公文書管理の改革 | 総務財政部長 総務課長 | 公文書のライフサイクルごとの課題についての洗い出しを行ったところ、メール文書の取扱いについて文書取扱規程見直し、明確でない状態にあり、規程の見直しも含めて検討が必要である。また、職員の公文書管理に対する意識や実態を把握するためのアンケート及び調査を行ったところ、各課保管簿冊の管理が不十分な点があること及び保管スペースが十分に確保できていない状況にあったため、その改善が必要である。 | 公文書管理に関する調査等を実施し、結果を踏まえた上で、公文書のライフサイクルに合わせた適正な管理手法を構築する。 | 公文書のライフサイクルに合わせた管理手法の実施率：100% | 公文書のライフサイクルごとの課題を洗い出した。 | 公文書のライフサイクルごとの課題を洗い出し、公文書の管理に関する手法の見直しについて検討を行った。 | 公文書のライフサイクルに合わせた管理手法の実施 | 令和5年度の実施に向けて、電磁的に保管することが可能な公文書の範囲、収受起案の方法、保管場所等について、具体的な検討を進めている。 | 50% | 公文書を電磁的に保管することなどにより、保管スペースの確保が見込まれる。 | 文書管理システムのバージョンアップに合わせて電子決裁を取り入れるとともに、公文書の電磁的な取扱いを検討し、令和5年度からの導入に向け、その見直しを立てた。 | 電子決裁の効果を高めるためには、より多くの公文書を電磁的な取扱いとする必要がある。電磁的な取扱いが適当である公文書と、適当ではない公文書の整理が必要となる。また、電磁的な記録を公文書とする場合の取扱いを整備する必要がある。 | B まずまず成果を得られた | |
| 24 | 公文書ペーパーレス化の推進 | I | 行政システムの改革 | 5 | 新たな公文書管理の改革 | 政策部長、総務財政部長 DX・行革推進室長、総務課長 | 政策部DX・行革推進室、総務財政部総務課法務統計グループ | 毎年公文書の作成等のため使用する紙の量は、廃棄書類を含め大幅に発生している。適正な公文書の管理とともに省資源・コスト削減の両面から、改善が必要である。 | 公文書の電子化を進めるためモバイル端末を会議で活用することにより、ペーパーレス化を検討する。 | O A用紙の使用量：5%削減 | 令和元年度に整備した西庁舎3階の会議室に加え、本庁舎3階及び2階の一部会議室への無線LAN環境の構築を行った。また、市議会の会議等のペーパーレス化を推進するため、議会参与発令者へのタブレット端末を配付及び電子会議システム導入を行った。 | 西庁舎3階会議室に加え、本庁舎3階及び2階の一部会議室への無線LAN環境の構築を行った。また、市議会の会議等のペーパーレス化を推進するため、議会参与発令者へのタブレット端末を配付及び電子会議システム導入を行った。 | モバイル端末活用継続と検証 | 電子会議システムは、経営会議をはじめ、指名審査会、監査等でも利用することとなり、会議資料等の電子化が可能となった。 | 100% | 会議室等への無線LAN環境の構築に加え、タブレット端末や電子会議システムの導入により、会議資料等の電子化が可能となった。 | O A用紙の使用量：12%削減 | タブレット端末や電子会議システムは、幹事職員のみ配布しているため、一般職員の会議は未だ紙での利用が中心となっている。引き続き、ペーパーレス化を推進し、適正な公文書の管理とともに省資源・コスト削減の両面から、改善していく必要がある。 | A 十分な成果が得られた |
| 25 | 公文書の管理の在り方検討 | I | 行政システムの改革 | 5 | 新たな公文書管理の改革 | 総務財政部長 総務課長 | 総務財政部総務課法務統計グループ | 事務事業に係る相手方との協議内容等について、公文書としてのよう管理するか明確に規定されていない状況にある。適切に公文書として保管するため、一定のルールづくりが必要となっている。 | 事業者及び市民等との協議や相談内容に係る記録について、公文書として管理する規定を整備する。 | 協議内容等の文書に係る公文書としての規定整備 | 事業者及び市民等との協議等を公文書として取扱う範囲等について検討した。 | 事業者及び市民等との協議等を公文書として取扱う範囲等について検討した。 | 規定による運用 | 75% | それぞれの事務の執行における協議の内容等については様々であり、一律のルールを定めてはめると円滑な事務の執行の妨げになることが想定されることから、既存のルールに基づき、それぞれの事務の執行に適した取扱いを徹底させることにより、適切な文書管理が達成できると判断した。 | 当初の目標は、一律のルールを定めることにより事務の改善を図ることがあったが、検討を進めた結果、一定のルールを当てはめるとかえって円滑な事務の執行を妨げるおそれがあることが判明し、別に整理を求めた。 | 今回整理しようとした事業については、それぞれの事務の執行に適した方法を取るものが最適であることが、規定を整備することでより適正な管理ができるものもあると考えられるため、今後も広く見直しを検討する必要がある。 | B まずまず成果を得られた | |
| 26 | 資金運用による財源確保 | II | 財政運営の強化 | 6 | 歳入確保の推進 | 総務財政部長 財務課長 | 総務財政部財務課財政グループ | 市が保有する基金について、安全かつ効率的、効果的な運用を図ることで、財源確保の拡大を図ることが必要である。 | 平成30年7月に改訂した亀山市公金管理・運用指針を遵守のもと、地方債等債券による運用収益の確保に努める。 | 債券を取り扱う証券会社から市に有意な情報の収集を行い、新たな債券を購入した。また、定期的に現価を確認し、売却できる時期を確認した。 | 30億円が債券の運用を行った。 | 30億円が債券の運用を行った。 | 地方債等債券による資金運用 | 100% | 運用期間を長期とする債券を保有することにより、高金利で運用を行い、運用収益の確保に努め、令和2年度では6,799千円、令和3年度では8,591千円、令和4年度は8,718千円の運用収益を得た。また、保有債券情報管理システムの情報を定期的に整理・確認することで、保有債券の時価評価額の把握・分析を行った。 | 30億円が債券の運用を行い、債券の売却及び新規の購入は行ってないが、保有債券の利息収入による運用収益を得た。 | 利息収入以外の売却益を得るためには、時価評価額を適時把握する必要がある。購入時より債券利息が上昇していることから、保有債券の価格が下落しており、現状では売却損が出る。 | B まずまず成果を得られた | |

第3次亀山市行政改革大綱前期実施計画 令和4年度取組実績及び前期実施計画総括評価

| 具体的取組 | | 目標 | 重点方針 | 取組責任者 | | 取組部署 | 現状と課題 | 取組内容 (R2-R4) | 目標指標 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和2～4年度 | 取組の総括評価 | | | | |
|-------|----------------|----|---------|-------|---|------------------|---|---|------------------------|--|---|---|--|---|---|--|---|-----------------|
| No | 名称 | | | 正 | 副 | | | 取組内容 (R2-R4) | | 年度末実績 (具体的な取組の状況) | 年度末実績 (具体的な取組の状況) | 年度計画 | 年度末実績 (具体的な取組の状況) | 進捗率 | 取組成果(総括) | 目標指標の実績 (令和4年度末) | 課題・問題点 | 取組の総括評価 |
| 27 | 普通財産の有効活用・売却 | II | 財政運営の強化 | | | 総務財政部財務課契約管財グループ | 市が保有する普通財産において整理等が必要であるため、その負担軽減のために貸付や不要な財産について処分が必要である。 | 普通財産内の未利用地の貸付等の有効活用と不要な財産の売却を行う。 | 普通財産の貸付・売却 | 公共により旧サカエ建設(土地・建物)を売却した。貸付(有償)については、土地10件、建物1件の新規貸付を行った。 | 未利用地の貸付を行うとともに、山林及び建物の新規貸付について相手方と協議を行った。また、旧市営住宅跡地を普通財産に所管替えするにあたり、関係課と手続き等の協議を行った。 | 未利用地の貸付、不要財産の売却 | 民間事業者と協議を経て、新たに「関ふるさと特産加工所」の貸し付け等を行った。また、市営住宅跡等の未利用地活用について、庁内検討委員会を開催し、情報共有を図った。 | 50% | 普通財産として管理する未利用地や空き施設を公募等により売却、貸し付けることにより、維持管理経費の軽減や財産確保につながった。 | (令和2年度) 売却:6件(23,308千円) 貸付:40件(5,446千円) (令和3年度) 売却:9件(5,443千円) 貸付:36件(5,343千円) (令和4年度) 売却:7件(13,271千円) 貸付:35件(5,310千円) | 未利用地の売却については、境界確定や既設配管の撤去等の手続きに費用や時間を要するケースが多い。 | B まずは成果を得られた |
| 28 | 特別徴収事業所の拡大 | II | 財政運営の強化 | | | 総務財政部財務課市民税グループ | 地方税法第321条の3給与所得に係る個人の市町村民税の特別徴収の規定により、所得税の源泉徴収義務のある事業所は、給与支払の際、市・県民税の特別徴収をしなければならないこととされていることから特別徴収制度の周知と義務の徹底を図る必要がある。 | 現在、従業員3人以上の事業所は原則特別徴収義務者として指定しているが、今後も指定の継続を行うとともに従業員2人以上の事業所への拡大検討を行う。 | 従業員2人以上の事業所への特別徴収義務者指定 | ・従業員3人以上の事業所への特別徴収義務の指定及び徹底を行った。 ・従業員2人以上の事業所への拡大検討を行い、普通徴収への切替理由の基準を改正し、特別徴収義務を拡大した。 | 普通徴収への切替理由を県下統一の要件と整合させるため、特別徴収義務者の指定を従業員2人以上の事業所に拡大した。また、普通徴収への切替理由についても普通徴収にできる理由の項目変更を行った上で事業所に通知した。 | ・従業員2人以上の事業所への特別徴収義務の指定及び徹底 | 原則、従業員2人以上の事業所に対して特別徴収義務者として指定を行うことができたが、特別徴収の割合は令和3年度比0.4ポイントの減となった。 | 100% | 普通徴収への切替理由を県下統一の要件と整合させるため、特別徴収義務者の指定を従業員2人以上の事業所に拡大した。また、普通徴収への切替理由についても普通徴収にできる理由の項目変更を行っているが、中途退職や短期雇用により年度当初には普通徴収に要する場面もあることから年度によっては、割合の減少につながっている。 | 従業員2人以上の事業所への特別徴収義務者指定を行った。 令和2年度特別徴収指定事業所数 4,548事業所 令和3年度特別徴収指定事業所数 4,384事業所 令和4年度特別徴収指定事業所数 4,615事業所 | 特に小規模事業者に対して、今後も継続して制度の周知と義務の徹底を図っていく必要がある。 | A 十分な成果が得られた |
| 29 | 市税(現年分)の収納率の向上 | II | 財政運営の強化 | | | 総務財政部財務課収納対策グループ | 県内トップクラスの収納率を目指し、納付者の収納意識の向上や納付環境の整備を一層行い、収納率の向上に向けて取り組む必要性がある。 | 県内トップクラスの収納率に向け、加速するキャッシュレス決済などの社会経済情勢の変化に対応する納付環境の整備や、納付者の意識向上に向けた取り組みを実施する。 | 収納率:99.20% | 4月1日よりスマートフォンアプリ収納を開始し、広報紙に掲載するなど周知に努めた。クレジットカードについて検討し、令和4年以降の継続を決めた。現年収納率に関しては、新型コロナウイルス感染症の経済への影響などから、97.97%となった。 | 令和4年度当初よりクレジットカード収納事業者を変更するため、収納システム事業者とも協議を行い、システム改修などの具体的な作業内容を決定した。現年収納率は、99.23%となった。 | 収納率向上に向けた取組 ・キャッシュレス社会に対応した新たな収納方法の検討 | 現年度収納率は前年度を越える水準であり、順調に推移している。令和5年度から導入する地方税統一QRコードを使って納付するシステムの改修を行った。 | 100% | 口座振替、コンビニ収納、クレジット収納に加え、キャッシュレス社会に対応する納付環境の整備として、スマホ収納を開始し、納税環境(地方税統一QRコード導入)の充実を進めた。また、催告書の送付を強化するなど納付者の意識向上に向けた取り組みを実施し、令和4年度についても前年度を超える収納率である。 | 収納率:99.31% | 今後も収納率の向上に向け、納税者の納付意識の向上や納付忘れとされる納税者に対して、催告書を送付する等早期着手に努める。また、令和5年度より地方税統一QRコードでの納付が可能となるため、今までの納税環境との検証が必要となる。 | A 十分な成果が得られた |
| 30 | 市の債権の適正管理 | II | 財政運営の強化 | | | 総務財政部財務課収納対策グループ | 債権回収の根拠となる法律が異なるため、税の滞納整理手法をそのまま用いることができず、個人情報共有も難しいが、財政の健全化を進めるうえで、全庁的な債権の適正管理に努め、公平な負担による収入の確保をすることは必要である。 | 債権回収対策会議(年3回)、滞納処分等判定委員会(毎月)を実施し、担当課の滞納整理状況の情報交換及び滞納整理方針等の検討を行う。 | 検討結果に基づき、市の債権の適正管理を実施 | 私債権対策会議(3回)、滞納整理機動班会議(3回)、滞納処分等判定委員会(12回)を開催した。次年度以降の会議のあり方を見直し、滞納処分等判定委員会を中心に私債権部会、公債権部会を設置し、それぞれ年4回の開催とした。 | 私債権部会(年4回)、公債権部会(年4回)、滞納処分等判定委員会(年4回)の開催 | 左記の会議について、予定回数を実施し、担当部局での滞納整理状況の情報提供、困難案件の滞納整理方針の確認・検討を行った。 | 100% | 個別の会議であった私債権対策会議、滞納整理機動班会議を滞納処分判定委員会の下部組織とし、それぞれ私債権部会(年4回)、公債権部会(年4回)とした。各部会では債権回収の問題点や困難案件について、協議できる体制になり、情報共有が図れた。また各担当課が目標及び実績を判定委員会で報告し進捗管理することで、滞納整理が図られた。 | 私債権部会(年4回)、公債権部会(年4回)、滞納処分等判定委員会(年4回)の開催 | 各々の債権について、引き続き徴収を行うものと徴収停止や債権放棄を行うものの精査が必要である。 | A 十分な成果が得られた | |

第3次亀山市行政改革大綱前期実施計画 令和4年度取組実績及び前期実施計画総括評価

| 具体的取組 | | 目標 | 重点方針 | 取組責任者 | | 取組部署 | 現状と課題 | 取組内容 (R2-R4) | 目標指標 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和2～4年度 | | | | | | | |
|-------|------------------------|----|---------|-------|---------|--------|---------|-----------------------|---|--|-----------------------|---|--|--|---|--|---|--|---|------------------|
| No | 名称 | | | 正 | 副 | | | 取組内容 (R2-R4) | | 年度末実績 (最終的な取組の状況) | 年度末実績 (最終的な取組の状況) | 年度計画 | 年度末実績 (最終的な取組の状況) | 進捗率 | 取組成果(総括) | 目標指標の実績 (令和4年度末) | 課題・問題点 | 取組の総括評価 | | |
| 31 | 保育所等利用者負担金(現年分)の取納率の向上 | II | 財政運営の強化 | 6 | 歳入確保の推進 | 健康福祉部長 | 子ども未来課長 | 健康福祉子ども総務グループ | 幼児教育・保育の無償化がスタートし、3歳以上児の利用者負担金が無償となるなど、徴収対象者が大きく減少しているが、引き続き、適切な徴収対策が必要である。 | 適切な滞納者への納付勧奨等の対策を行い、現年分の取納率向上を図る。 | 取納率：99.80% | 徴収年間計画に基づき、滞納者への適切な納付勧奨等の対策を講じ、現年分の取納率向上に取り組んだ。(取納率：99.16%) | 徴収年間計画に基づき、滞納者への適切な納付勧奨等の対策を講じ、現年分の取納率向上に取り組んだ。(取納率：99.23%) | 取納率向上に向けた取組 | 徴収年間計画に基づき、滞納者への適切な納付勧奨等の対策を講じ、現年分の取納率向上を図った。 | 75% | 取納率：99.35% | 滞納者に対しては、催告書の送付等と併せて、児童手当を未納分へ充当する同意書を送付することにより、取納率向上につながったが、目標指標の達成までには至らなかった。今後も、滞納者が納付できない理由を分析し、効果的な納付勧奨等を検討していく必要がある。 | A 十分な成果が得られた | |
| 32 | 企業立地の推進 | II | 財政運営の強化 | 6 | 歳入確保の推進 | 産業環境部長 | 商工課長 | 産業環境部 商工課 観光商工業振興グループ | 県内本線が開通した新名神高速道路など高速道路が結節する利便な交通アクセス、さらにはリアニ駅の誘致など、本市の立地環境におけるポテンシャルは今後、さらに高まるものと考えられ、引き続き、既存企業の事業拡充への支援及び亀山・関テクノヒルズ新分譲地等への企業誘致を進める必要がある。 | 企業情報等の把握に努め、企業立地優遇制度のPR等を積極的に実施し、企業誘致活動を進める。 亀山・関テクノヒルズ新分譲地10区画については、令和元年度末時点で、8区画の進出が決定しており、残2区画への企業誘致を推進する。 | 亀山・関テクノヒルズ新分譲地10区画 売完 | 県や産業団地開発主体等と連携し、産業振興奨励制度をPRしながら、企業誘致活動を行った。また、令和3年度末で終了する同制度の改正に向け検証を行った。さらに、新たな産業団地の開発に向け、水運調査を実施した。 | 本市の高速道路が結節する交通アクセスの良さ等の強みや産業奨励制度を活かし、積極的な誘致を行った結果、民間産業団地「亀山・関テクノヒルズ」のうち新分譲地において、令和4年4月及び5月に2社と立地協定を締結し、すべて売完となった。また、1社が令和4年6月に操業を開始し、1社が来年度の操業に向け建設工事を進めている。 | 100% | 本市の地理的優位性や高速道路が結節する交通アクセスの良さ等の強みに加え、産業振興奨励制度を積極的に周知しながら、多様な産業の誘致に努めた結果、民間産業団地「亀山・関テクノヒルズ」のうち新分譲地においては、竣工後わずか4年での早期売完となった。 | 新分譲地10区画のうち、誘致企業数：7社 | 新分譲地10区画のうち、既に操業済みは3社であり、残る4社の操業に向けた支援が必要である。 | A 十分な成果が得られた | | |
| 33 | 地籍調査事業等に係る補助金等財源の確保 | II | 財政運営の強化 | 6 | 歳入確保の推進 | 建設部長 | 土木課長 | 建設部土木課用地グループ | 令和元年度において、地籍調査事業での高い内示率の補助が受けられないなど、国県の補助金制度の変更によって、財源確保が減少してきている。 | 主要事業である地籍調査事業と狭い道路後退用地整備事業の国・県との補助金制度の変更等の動きを敏速にとらえて、より有利な補助金制度を選択することにより、財源確保に努める。 | 有利な補助金等の活用 | 令和元年度に配分率の低い負担金(3,906千円)に変更されたことから、県への増額要望の結果、令和2年度においては、配分率の高い交付金(12,153千円)が認められ、補助率が大幅に増加した。 | 100% | 基幹事業である狭い道路後退用地整備事業と併せて地籍調査を行うことで、内示率の高い社会資本整備円滑化地籍整備交付金(防交交付金)による補助を受けることができ、十分な財源が確保できた。 | 内示率の高い補助金(交付金)を活用することができた 令和2年度：交付金 令和3年度：交付金 令和4年度：交付金 | 地籍調査事業は、狭い道路後退用地整備事業を社総金(防交交付金)の基幹事業としているため、狭い事業と連携して補助メニューに合った事業内容とする必要がある。 | A 十分な成果が得られた | | | |
| 34 | 公営市営住宅使用料(現年分)の取納率の向上 | II | 財政運営の強化 | 6 | 歳入確保の推進 | 建設部長 | 建築住宅課長 | 建設部建築住宅課住まい推進グループ | 市営住宅は、低所得者、高齢者、障がい者などの住宅確保要配慮者に対し供給しており、低所得で生活に困難している状況であるが、納付者の取納意識の向上を図り、取納率の向上に向けて取り組む必要がある。 | 督促状、催告書の送付の継続や各戸訪問など、また、分割支払いなど柔軟な対応により、取納率の向上を図る。 | 取納率：97.00% | 前年度は95.5%の取納率であり、今年度については96.1%の取納率であった。 | 定期的に、滞納者へ督促状、催告書の送付、各戸訪問を行い納付相談や指導を行った。 | 取納率向上に向けた取組の継続 | 市営住宅入居者に新たな滞納が生じた事により取納率は低下したことが、納付誓約等による滞納者に係る納付履行の管理や、督促状、催告書の送付、臨戸訪問数を増やし納付相談を行うなど取納率向上に努めた。 | 100% | 督促状、催告書の送付の継続や各戸訪問などの取組を行った。また、納付相談において、生活に困難している世帯については分割支払いなど柔軟な対応を行い、取納率の向上を図った。 | 令和4年度末の市営住宅使用料の現年取納率は95.54%となり、目標指標である97.00%には1.46%届かなかった。 | 市営住宅使用料を3月以上滞納したときは市営住宅条例の規定に基づき市営住宅の明渡しを請求することができるが、市営住宅は低所得者などの住宅確保要配慮者に対して供給していることから、分割支払いなどにより滞納額を増加させないよう柔軟な対応を続ける必要がある。 | B まずまず成果が得られた |

第3次亀山市行政改革大綱前期実施計画 令和4年度取組実績及び前期実施計画総括評価

| 具体的取組 | | 目標 | 重点方針 | 取組責任者 | | 取組部署 | 現状と課題 | 取組内容 (R2-R4) | 目標指標 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和2～4年度 | 取組の総括評価 | | | | | | | |
|-------|---------------------|----|---------|------------------|--------|------|---------------------------|--|--|--------------------------------------|---|---|---|---|--|--|---|--|---|--|------------------|
| No | 名称 | | | 正 | 副 | | | 取組内容 (R2-R4) | | 年度末実績 (最終的な取組の状況) | 年度末実績 (最終的な取組の状況) | 年度計画 | 年度末実績 (最終的な取組の状況) | 進捗率 | 取組成果(総括) | 目標指標の実績 (令和4年度末) | 課題・問題点 | 取組の総括評価 | | | |
| 39 | 国民健康保険税(現年分)の収納率の向上 | II | 財政運営の強化 | 特別会計・企業会計等の経営健全化 | 市民文化部長 | 市民課長 | 市民文化部市民課国民健康保険グループ | 国民健康保険事業特別会計の健全な運営のため、「三重県国民健康保険運営方針」で設定されている国民健康保険税(現年分)の目標収納率の達成に向けて、収納率の向上に取り組む必要がある。 | 年間徴収計画に基づく収納率向上の取組を実施することにより、目標収納率の達成に努める。 | 目標収納率(異運営方針)の達成 | 納期限内に国保税を納めなかった者に対して、督促状を発送するとともに、資格取得手続き時の窓口や納税通知書発送時に口座振替勧奨を行い、収納率の向上に努めた。 | 未納者に対して、督促状を発送するとともに、資格取得手続き時の窓口や納税通知書発送時に口座振替勧奨を行い、収納率の向上に努めた。また、催告書を送付した際には、納付書を同封し収納率向上を図った。 | 目標収納率(異運営方針)の達成に向けた収納率向上の取組 | 令和4年度から徴収業務を収納対策Gへ一元化し、財産調査、滞納処分、回収機構への移管等を行い収納率の向上に努めた。 また、資格重複者(他の保険と亀山市国民健康保険に加入者)に資格喪失手続きの案内文書を送付することにより、未納分測定額を減額し、収納率向上に努めた。 | 100% | 異運営方針の目標収納率達成に向け、年間徴収計画に基づき収納率向上に努めた。また、令和4年度から市における収納部門を一元化し国保税徴収に取り組むことにより、現年分収納率が昨年より0.4ポイント上昇した。 | 異運営方針の目標収納率・96.45% 現年分収納率：94.15% | 異運営方針の目標収納率達成のため、更に市の収納部門と連携し国保税徴収に取り組む必要がある。 | B まずまず成果を得られた | | |
| 40 | 国民健康保険税の適正な負担 | II | 財政運営の強化 | 特別会計・企業会計等の経営健全化 | 市民文化部長 | 市民課長 | 市民文化部市民課国民健康保険グループ | 国民健康保険事業を持続的に運営するため、被保険者の高齢化や医療の高度化による医療給付等の増加に対して、国民健康保険税の適正な負担を検討する必要がある。 | 毎年度、県が示す国民健康保険事業納付金及び標準税率と現行税率との比較を行い、税率改正の必要性を検討する。 | 国民健康保険税の適正な負担運営 | 国民健康保険事業納付金及び標準税率と現行税率との比較検討し予算編成に取り組んだ。 | 国民健康保険事業納付金及び標準税率と現行税率との比較検討 | 県が示す次年度の国民健康保険事業納付金及び標準税率と現行税率との比較検討 | 100% | 県が示す国民健康保険事業納付金及び標準税率の推移を検証した。また、令和6年度から激変緩和措置が無くならないことの影響も考慮し税率改正の検討資料を国保運営協議会に提出し協議を行った。 | 100% | 県が示す国民健康保険事業納付金及び標準税率と現行税率との比較をし税率改正の必要性を検討した。その結果、現行税率で国保財政の安定的運営ができており、国民健康保険事業運営基金を積立することができた。 | 税の適正な負担の面からも、税率改正の必要性の検討をし、現行税率を維持することにより、国保財政の安定的な運営を図った。 | 令和6年度から激変緩和措置が無くならないことから税率改正検討の必要があるが国民健康保険被保険者は、退職者や年金生活者が多く所得水準が低いなど国保財政の構造的課題があり税率改正は慎重に行う必要がある。 | A 十分な成果が得られた | |
| 41 | データヘルス計画に基づく保健事業の実施 | II | 財政運営の強化 | 特別会計・企業会計等の経営健全化 | 市民文化部長 | 市民課長 | 市民文化部市民課国民健康保険グループ | 国民健康保険事業の健全な運営のため、平成30年3月に策定した第2期データヘルス計画に基づき、被保険者の健康増進を目的とした保健事業を実施することにより医療費の適正化に努める必要がある。 | 第2期データヘルス計画で取り組むこととしている特定健診未受診者対策やジェネリック医薬品の利用促進などの保健事業を実施し、医療費の適正化に努める。 | 特定健診受診率：65%、ジェネリック医薬品数量シェア：80%(R5年度) | 特定健康診査の受診率及び特定保健指導の利用率向上に向けて、文書による受診勧奨は行ったが、コールセンターによる電話での勧奨は新型コロナウイルス感染症の影響により実施できなかった。 | 特定健康診査の受診率及びジェネリック医薬品数量シェアの向上 | 特定健康診査の受診率及びジェネリック医薬品数量シェアの向上 | 特定健康診査の受診率及びジェネリック医薬品数量シェアの向上 | 特定健康診査の受診率及びジェネリック医薬品数量シェアの向上 | 100% | 様々な方法で特定健康診査の受診率及び特定保健指導の利用率の向上に取り組む、昨年度と比較し特定健康診査の受診率が2.5ポイント上昇した。 ジェネリック医薬品利用促進については被保険者証を送付する際にチラシやシール等を同封して、利用促進を図るとともに、利用差額通知を発送した。 | 100% | 様々な方法で特定健康診査の受診率及び特定保健指導の利用率の向上に取り組む、昨年度と比較し特定健康診査の受診率が2.5ポイント上昇した。 ジェネリック医薬品数量シェア：82.4% | 40～59歳までの働き盛り世代の受診率が高齢者と比較し低い傾向にある。特定健康診査の重要性をナッジ理論を活用しつつ効果的な周知を更に行う必要がある。 また、医療機関に遠隔線で特定健診を受診されない方を対象に、遠隔とは別に定期的な特定健診の受診が生活習慣病の早期発見につながることを周知するなど受診勧奨方法を検討する必要がある。 | B まずまず成果を得られた |
| 42 | 水道事業の健全かつ安定的な運営 | II | 財政運営の強化 | 特別会計・企業会計等の経営健全化 | 上下水道部長 | 水道課長 | 上下水道部水道課水道管理グループ、水道工務グループ | 給水人口の減少とともに水道使用量が減少していく中で、事業経営の根幹をなす水道料金収入を確保していく必要がある。また、水道管の老朽化とともに増加する地中の漏水は、発見が難しいため地表に漏出してから修繕する場合が多いが、早期発見・早期修繕により漏水量を削減していく必要がある。 | 督促、催告、戸別訪問、停水等による未納料金削減に取り組むとともに、適正な水道料金の検証を行う。 また、年次計画により漏水調査を行い、早期発見・早期修繕に取り組むとともに、漏水等の緊急対応の方法について、専門業者への業務委託を含め検討する。 | 健全経営の強化 | ・督促・催告状の送付、戸別訪問、滞納者への給水停止により、未納料金の削減に取り組んだ。 ・第1水源区域の漏水調査業務委託を実施し、漏水の早期発見に努めた。 ・漏水等対応については、他市への情報収集を行った。 | ・督促・催告状等の送付、滞納者への給水停止による個別訪問により、未納料金の削減に取り組んだ。 ・第4水源区域の漏水調査業務委託を実施し、漏水の早期発見に努めた。 | ・滞納者への督促及び催告状の送付、停水実施に伴う個別訪問により未納料金の削減に取り組んだ。 ・新水道ビジョンの進捗状況の検証を行った結果、実施事業及び財政状況は概ね順調に進んでいることを確認した。 ・第5水源・野登水源区域の漏水調査業務委託を実施し、漏水の早期発見に努めた。 | ・滞納者への督促及び催告状等の送付、滞納者への給水停止による個別訪問の取り組みで、収納率が一定水準で維持され、健全経営の強化に努めた。 ・年次計画に基づき、区域的に漏水調査を完了し、漏水箇所を早期修繕により、有収率の向上に努めた。 | 100% | ・督促・催告状等の送付、滞納者への給水停止による個別訪問の取り組みで、収納率が一定水準で維持され、健全経営の強化に努めた。 ・年次計画に基づき、区域的に漏水調査を完了し、漏水箇所を早期修繕により、有収率の向上に努めた。 | 100% | 督促状発送：9,924件 催告状発送：4,796件 訪問：277回 停水執行：81件 取納率：99.46% 有収率：89.7% | ・水道料金収納率向上を目指すにあたり、督促及び催告を行うこと、業務体制に限られていることから、人員配置の適正化が必要である。 ・漏水調査を行うことにより漏水への早期対応は確立しているものの、見えない所で偶発的に発生している漏水対応も多くなり、有収率に目立った向上が見られない。 | B まずまず成果を得られた | |

第3次亀山市行政改革大綱前期実施計画 令和4年度取組実績及び前期実施計画総括評価

| 具体的取組 | | 目標 | 重点方針 | 取組責任者 | | 取組部署 | 現状と課題 | 取組内容 (R2-R4) | 目標指標 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | | 令和2～4年度 | | | |
|-------|----------------------|---------|------------------|--------|--------|--------------------------------|--|-----------------|--|---|--|---|----------------------|---|---|---|-----------------|
| No | 名称 | | | 正 | 副 | | | | | 年度末実績 (具体的な取組の状況) | 年度末実績 (具体的な取組の状況) | 年度計画 | 年度末実績 (具体的な取組の状況) | 進捗率 | 取組成果(総括) | 目標指標の実績 (令和4年度末) | 課題・問題点 |
| 43 | 水道施設の適切な資産管理の推進 | 財政運営の強化 | 特別会計・企業会計等の経営健全化 | 上下水道部長 | 水道課長 | 上下水道部 上下水道課 上下水道工務グループ | 平成30年12月の水道法改正により、老朽化等に起因する事故の防止と安全な水の安定供給のため、水道事業者は施設の健全度を把握する点検等の維持管理及び定期的な修繕を行うこと、並びに施設・設備の諸元を詳細に網羅した施設台帳の整備を令和4年9月までに行うことが義務付けられた。 | 水道施設台帳の整備 | 令和2年8月28日に水道施設台帳作成業務委託(2ヶ年契約)の契約締結を行った。また、貸与した資料及びデータから必要な資料を情報収集し、ファイリング登録を行い、令和3年度の后续作業が円滑に進むよう整理を行った。 | 昨年度から引き続き業務を行い、水道施設(施設・管路)における基礎情報の電子化を図り、令和3年度に完成した。 | 水道施設台帳の整備 | 令和3年度に業務は完了したが、適正に運用を行っていくため、更新作業を行った。 | 100% | 令和2年度から令和3年度にかけて水道施設台帳を整備した。 | 水道施設台帳の適切な運用を図るため、変更があった水道施設について、データ更新を行った。 | 水道施設台帳の適切な運用を図るため、記載事項に変更があった場合は、水道施設データの更新を継続的に行っていく必要がある。 | A 十分な成果が得られた |
| 44 | 農業集落排水事業の健全かつ持続可能な経営 | 財政運営の強化 | 特別会計・企業会計等の経営健全化 | 上下水道部長 | 下水道課長 | 上下水道部 下水道課 下水道管理グループ、下水道工務グループ | 農業集落排水事業の経営の健全化を図るために、施設の適切な機能保全とライフサイクルコストを低減し、計画の更新を行うことで費用の平準化を図り、また、使用料収納など財源確保に努めていく必要がある。また、令和5年度までに企業会計を導入することで経営状況を明確にし、使用料収納など財源確保に努めて持続可能な経営を目指す。 | 経営基盤の強化 | 最速整備構想に基づき機能強化事業計画の策定を行い、新年度の事業採択に向け、県と協議を進めた。農業集落排水事業の企業会計導入に向けた固定資産台帳の整備を行うにあたり、資料データの整理を行った。また滞納者へ電話、戸別訪問、督促状の送付等により納付動員を図り、収納率の向上に取り組んだ。 | 機能強化事業計画に基づく整備執行に向けた詳細設計を完成させ、令和3年度分の工事発注を行った。農業集落排水事業の企業会計導入に向けた固定資産台帳整備を完了させ、令和4年度からの企業会計向け条例改訂やシステムの改修を行った。また滞納者へ電話、戸別訪問、督促状の送付等により納付動員を図り、収納率の向上に取り組んだ。 | 事業計画に基づく整備執行 ・企業会計導入に向けた条例改訂 | 事業採択を受けた機能強化事業計画に基づき、令和3年度に引き続き、第1期である辺法寺地区、白木地区、上加太地区の機能強化対策事業を行った。しかし、新型コロナ関連による資材の納期遅延等が発生して繰越工事となった。令和3年度に条例改正を含む企業会計導入の準備が完了し、令和4年4月1日から企業会計を導入したことで、資産及びコストを含む経営状況を比較可能な形で把握することができるようになった。 | 100% | 最速整備構想を基に策定した機能強化事業計画により、老朽化などで機能低下した施設の更新工事を計画的に実施することができた。企業会計を導入したことで経営状況が明確になり、使用料収納など財源の確保に努め、持続可能な経営に取り組んだ。 | 取組成果にあるように経営基盤を強化した。 | 機能強化対策工事について、新型コロナ関連による工場稼働状況の悪化などから資材の入手に影響を及ぼしており、納期遅延等が発生しているため、事業の完了が困難な状況となっている。人口減少に伴うサービス需要の減少や施設の老朽化など経営環境が厳しさを増す中において、施設の更新費用が今後ますます増加することが見込まれる。 | A 十分な成果が得られた |
| 45 | 公共下水道事業の健全かつ持続可能な経営 | 財政運営の強化 | 特別会計・企業会計等の経営健全化 | 上下水道部長 | 下水道課長 | 上下水道部 下水道課 下水道管理グループ、下水道工務グループ | 公共下水道施設整備事業において、国から令和8年度末までに下水道整備率が95%以上にするよう目標が設定され、下水道区域の見直しが進められていることから、亀山市公共下水道事業計画を見直し、効率的な整備を行っていく必要がある。また、併せて下水道への接続促進及び使用料収入など財源確保に向けた取組や経営戦略を見直すことで経営の健全化を図っていく必要がある。 | 経営基盤の強化 | 効果的かつ適正な汚水処理を実施するため、生活排水処理アクションプログラムの見直し業務を行った。戸別訪問により接続促進の啓発を行った。また小学4年生を対象に下水道のしくみが解る下敷きを配布した。滞納者へ電話、戸別訪問、督促状送付等により納付動員を図り、収納率の向上に取り組んだ。 | 効率的に整備を進めるため、公共下水道事業計画の変更事業計画を策定した。企業会計の健全な運営を図るため経営戦略の見直しを行った。未接続者に対し文書により接続促進の啓発を行った。また、次世代を担う小学4年生を対象に下水道のしくみが解る下敷きを配布し啓発を行った。 | 事業計画に基づく整備執行 ・接続促進の取組 ・使用料収入確保への取組 | 公共下水道事業計画に基づき、拡張した事業区域の詳細設計業務を実施するとともに、令和3年度に引き続き、未普及及地域の下水道整備工事を行った。接続促進の取り組みとして未接続者に対し文書通知を行った。また、電話や督促状送付等により納付動員を図り、収納率の向上に取り組んだ。 | 100% | 公共下水道事業計画の変更事業計画を策定し、効率的な下水道整備を行い普及率の向上を図った。下水道への接続促進及び使用料収入など財源の確保に努め、持続可能な経営に取り組んだ。 | 取組成果にあるように経営基盤を強化した。 | 今後の未普及地域において、計画的に公共下水道計画に推進していくには財源確保が必要である。また、普及率向上に向けて、説明会等を開催し地域住民に下水道への理解を深めてもらう必要がある。人口減少に伴うサービス需要の減少や施設の老朽化など経営環境が厳しさを増す中において、施設の更新費用が今後ますます増加することが見込まれる。 | A 十分な成果が得られた |
| 46 | 学校給食費の公会計化と円滑な事務の執行 | 財政運営の強化 | 特別会計・企業会計等の経営健全化 | 教育部長 | 教育総務課長 | 教育委員会事務局 教育総務課 給食給食グループ | 文部科学省が、教職員の業務負担を軽減するとともに長時間勤務の縮減を図るため、地方公共団体における学校給食費の公会計化を促進している。本市は、この状況を鑑み、令和3年度から学校給食費の公会計化を実施することとし、その準備と実施後に適切な事務を行う必要がある。 | 給食費の公会計化の実施 | 例規の整備と給食費システムの導入を完了するとともに必要事項を定め、保護者及び学校関係者への周知と必要な手続、給食費納入業者の登録を行った。 | 4月から給食費システムの運用を開始し、例規に基づく給食費の徴収管理業務を行った。また、登録業者への食料発注により、安全安心な給食用食料の安定的な調達を図った。 | 例規に基づく、給食費徴収及び食料発注 | 例規に基づき、給食費徴収及び食料発注の事務を行った。 | 100% | 令和2年度中に導入準備を完了し、令和3年度から給食費の公会計化を実施、給食費の適正な管理を行うとともに、学校における教職員の業務負担を軽減することができた。 | 給食費の公会計化を完了した。 | 教育委員会事務局における学校給食費の賦課徴収や食料の発注及び支払等に関する業務、学校給食費の滞納者に対する督促等の業務が増加した。 | A 十分な成果が得られた |

第3次亀山市行政改革大綱前期実施計画 令和4年度取組実績及び前期実施計画総括評価

| 具体的取組 | | 目標 | 重点方針 | 取組責任者 | | 取組部署 | 現状と課題 | 取組内容 (R2-R4) | 目標指標 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和2～4年度 | 取組の総括評価 | | | | |
|-------|--------------------------|-----|-----------|-------|------------------|--|---|--|------------------------|---|---|--------------------------------|----------------------|--|---|---|--|--------------------|
| No | 名称 | | | 正 | 副 | | | 取組内容 (R2-R4) | | 年度末実績 (最終的な取組の状況) | 年度末実績 (最終的な取組の状況) | 年度計画 | 年度末実績 (最終的な取組の状況) | 進捗率 | 取組成果(総括) | 目標指標の実績 (令和4年度末) | 課題・問題点 | 取組の総括評価 |
| 47 | 経常収支比率100%及び医療収支比率88%の達成 | II | 財政運営の強化 | 8 | 特別会計・企業会計等の経営健全化 | 地域医療部長 病院総務課長 医療センター 地域医療部 病院総務課 病院総務グループ | 平成30年度決算においては、経常収支比率が93.51%、医療収支比率が83.69%であり、年々改善しているが、一般会計から法定外の補助金を受けていることから、鈴鹿区域地域医療構想に基づいた病院運営を行いつつ、更なる収支改善が必要である。 | 鈴鹿区域地域医療構想に基づいた病院運営を行い、亀山市立医療センターアクションプラン(新公立病院改革プラン)における数値目標の達成を目指すとともに、同プランの取組を推進する。 | 経常収支比率:100%、医療収支比率:88% | 稼働率の高い地域包括ケア病床を増床することで収益の改善を図った。また、新型コロナウイルス感染症の影響により収益が落ち込むなか、国及び県の補助金を有効活用し、財政の安定に努めた結果、経常収支比率が100.20%、医療収支比率が87.19%となった。 | 急性期病床と地域包括ケア病床の病床コントロールを適切に行うため、毎週ミーティングを開催し、稼働率、回転率の向上に努めた。また、高騰する燃料費等を抑制するため、適切な設備運転を行い経費の削減に努めた。 | ・病床稼働率の向上 ・費用削減のための取組 | 75% | 地域包括ケア病床の増床と適切な病床コントロールによる病床稼働率の向上により、医療収益の増収に努め、令和2年度及び3年度は目標を達成できたものの、4年度は整形外科の常勤医師不在の影響を受け、医療収益の確保に苦慮した。しかしながら、新型コロナウイルス対策への積極的な取組みによる補助金等の医療外収益の増加により、経常収支比率は3年連続で目標指標の100%を達成できたほか、4年度については、平成16年度以来の当年度純利益を計上し、収支の改善を図ることができた。 | 経常収支比率:108.7% 医療収支比率:84.5% | 前期期間中は、新型コロナウイルス感染拡大の影響などにより、入院収益等の医療収益が減少する中、積極的な新型コロナウイルス対策を行ったことによる県の補助金等の収入を確保することで、経常収支比率の目標指標を達成することができたが、これらの収入は一時的なものであるため、アフターコロナを見据えた医療収益の確保が必要である。そのためには、常勤医師の安定的な確保に努め、診療体制の充実を図る必要がある。 | A 十分な成果が得られた | |
| 48 | 公共施設等総合管理計画の推進 | III | 既成概念からの脱却 | 9 | 公有資産マネジメントの推進 | 総務財政部長 財務課長 総務財政部財務契約管財グループ | 本市では、旧亀山市、旧岡町のそれぞれが「フルセット」で整備してきた各公共施設を引き継いだことから、類似施設を保有しており、将来世代に過度な負担を強いることがないよう、財政構造の変化、公共施設への市民ニーズの量や質の変化を捉え、公共施設のマネジメントを推進していく必要がある。 | 公共施設等総合管理計画及び公共建築物個別施設計画の進捗管理を行うとともに、随時計画の見直しを行う。 | 計画に定めた進捗の推進 | 個別施設における具体的な再編計画の内容や施設整備に係る事業費などの事項について計画の見直しを検討した。 | 公共施設等総合管理計画の見直しに当たり、国からの要請内容や今後想定する施設整備事業の位置付けについて、県や関係課と協議を行った。 | 計画の進捗管理と見直し | 50% | 県や関係課と協議を行い、国からの計画見直しに係る要請事項等の一部について、計画を修正した。 | 公共施設等総合管理計画の見直しにより、総合的かつ計画的な施設管理の推進につながった。 | 公共施設等総合管理計画の一部修正。 | 各分野において、より具体的な施設の再編計画の策定が必要である。 | C あまり成果を得られなかった |
| 49 | 観光施設の在り方の検討 | III | 既成概念からの脱却 | 9 | 公有資産マネジメントの推進 | 産業環境部長 商工観光課長 産業環境部商工観光課観光・地域ブランドグループ | 観光施設として、関宿内には、駐車場、トイレ、足湯交流施設、まちなみ文化センター等があるが、施設の未利用又は十分な活用がなされず存する施設がある。また、駐車場は観光バスの往来で交通渋滞の誘因となっている。 | 現在ある観光施設の在り方を検討し、それぞれの施設の有効利用を図り、もって観光客の利便性の向上に結び付ける。 | 観光入込客数の増 | 足湯交流施設を亀山市観光協会に目的外使用許可し、観光案内機能の充実を図るべく、修繕等を実施した。関宿内に新たに公衆無線LANを設置した。まちなみ文化センターの活用のため再公募を作成した。 | 関宿の中心地にある「まちなみ文化センター」の事業者募集を行った結果、3社から応募があり、選考により1店舗の入居を決定した。また、関宿の公衆トイレの設置、観光駐車場の再整備の検討を行った。 | 観光施設の再整備の実施 | 75% | 「まちなみ文化センター」の事業者募集を再度行い、選考により1店舗の入居を決定した。その結果まちなみ文化センター2店舗共に入居者が決定した。適時老朽化した施設の修繕を随時行った。バス用観光駐車場の修繕については、検討の結果を予算に反映した。 | ・まちなみ文化センターにおいては、令和4年度に2店舗が開業したことで、観光入込客数の増に寄与。 ・その他の観光施設の修繕については、検討の結果を予算に反映した。 | 主要施設の観光入込客数の増: R2年度183,001人 R3年度201,658人 R4年度207,428人 | ・令和4年度末に1店舗が撤退したこと。 ・観光施設及び指定管理施設全体が老朽化しており、計画的に大規模な修繕を行う必要があるため、大幅な予算増が見込まれる。 ・今後、コロナ禍の状況と旅行者の移動手段を注視し、必要な駐車場整備を検討していくこと。 | B まずまず成果を得られた |
| 50 | 市営住宅の統合の推進 | III | 既成概念からの脱却 | 9 | 公有資産マネジメントの推進 | 建設部長 建築住宅課長 建設部建築住宅課住まい推進グループ | 低額所得者、高齢者、障がい者、外国人などの住宅確保要配慮者に対し、市営住宅を提供しているが、耐用年数を超過し老朽化が進んでおり、需要に応じた民間賃貸住宅を活用した住宅の確保が必要である。 | 民間賃貸住宅を活用した市営住宅を確保し、耐用年数を超過し老朽化が進んでいる市営住宅入居者の住み替えを進め、用途廃止を推進する。 | 市営住宅(城山、和田)の用途廃止 | 令和2年10月に栄町地区内に、栄町北住宅として8戸を借上げた。 | 民間活用市営住宅として、北町住宅8戸を借上げた。また、老朽化した和田住宅から、住替えのための説明会や個別相談を行った。 | 耐用年数が経過している市営住宅入居者の住替えの促進と用途廃止 | 25% | 耐用年数を超過し老朽化した市営住宅(城山、和田)の入居者の住み替えを進め、それぞれ令和4年度末で残り1戸となり、令和5年度に住み替えの目途となった。 | 民間賃貸住宅を活用した市営住宅については、計画年度内に16戸を確保し、耐用年数を超過し老朽化した市営住宅の入居者の住み替えを行うことができたため、用途廃止を促進することができた。 | 耐用年数を超過し老朽化した市営住宅(城山、和田)については、令和5年度に住み替えの目途となったが、計画年度内での用途廃止には至らなかった。 | 耐用年数を超過し老朽化した他の市営住宅から入居者の住み替えを促進するためには、住み替え用の民間賃貸住宅を活用した市営住宅の戸数をさらに確保していく必要がある。 | C あまり成果を得られなかった |

第3次亀山市行政改革大綱前期実施計画 令和4年度取組実績及び前期実施計画総括評価

| 具体的取組 | | 目標 | 重点方針 | 取組責任者 | | 取組部署 | 現状と課題 | 取組内容 (R2-R4) | 目標指標 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和2～4年度 | 取組成果(総括) | 目標指標の実績 (令和4年度末) | 課題・問題点 | 取組の総括評価 | |
|-------|----------------|-----|-----------|-------|---------------|------------------|--------------------------------------|---|--|---|--|---|-------------------------------|---|--|---|--|---------------------|
| No | 名称 | | | 正 | 副 | | | 取組内容 (R2-R4) | | 年度末実績 (最終的な取組の状況) | 年度末実績 (最終的な取組の状況) | 年度計画 | 年度末実績 (最終的な取組の状況) | 進捗率 | | | | |
| 51 | 消防団施設の見直し | III | 既成概念からの脱却 | 9 | 公有資産マネジメントの推進 | 消防部長 消防総務課長 | 消防本部消防総務課総務・消防団グループ | 消防団は、地域における消防体制の中核的存在として果たす役割は大きく、「消防団を中核とした地域防災の充実強化に関する法律」の趣旨を踏まえ、施設の充実を推進する必要があるが、長期的な視点をもって、更新・統合含み・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに適正な配置を実現することが必要である。 | 消防団詰所・消防車庫については、老朽化に伴う機能低下を防ぐため、とともに、人口減少による地域の状況や活動の効率性を考慮し、消防団組織の在り方も検討する中で、再編も含めた施設や設備の更新を計画的に行う。 | 消防団詰所・消防車庫の老朽化に伴う機能低下を防ぐため、消防団からの要望を踏まえ、既決予算内で小規模な修繕を進めた。また、継続的に施設の長寿命化が推進できるよう優先順位を検討したうえで、改修に要する費用を予算化した。 | 消防団詰所・消防車庫の老朽化に伴う機能低下を防ぐため、部分的な改修を行ったほか、継続的に施設の長寿命化が推進できるよう優先順位を検討したうえで、必要な費用を予算化した。また、地域の事情により、手引きポンプ1台の運用を取りやめた。 | ・長寿命化の推進 ・個々の施設の方向性の検討 | 25% | 消防団詰所・消防車庫の老朽化に伴う機能低下を防ぐため、継続的に部分的な改修を行い、消防団詰所・消防車庫の長寿命化を進めた。(5施設) 地域の状況や活動の効率性を考慮し、施設や設備の廃止も行うことで、財政負担の軽減にも努めた。 | 継続的に部分的な改修を行い、消防団詰所・消防車庫の長寿命化を進めた。(5施設) 地域の状況や活動の効率性を考慮し、施設や設備の廃止も行うことで、財政負担の軽減にも努めた。 | 各分団の拠点となる施設の長寿命化を推進する必要があるほか、個々の施設の方向性の検討を進める必要がある。 | C あまり成果を得られなかった | |
| 52 | 小学校プール施設の統廃合検討 | III | 既成概念からの脱却 | 9 | 公有資産マネジメントの推進 | 教育部長 教育総務課長 | 教育委員会事務局教育総務課教育総務グループ | 各小学校のプール施設について、学校規模の大小に関わらず、過剰設置や温水装置のメンテナンス並びに上水道使用料等、多額の費用が必要となっている。また、新施設を除き施設の老朽化が進んでおり、更新費用も増大傾向にある。 | 市内小学校のプール施設を統廃合し、民間も含めて受け入れ可能な施設を利用することを検討する。 | 民間を含めた他のプール施設を1校以上利用 | 受け入れ先施設と対象校について、新型コロナウイルス感染症の影響によりプール授業が実施されなかったため、具体的な検討ができなかった。 | プール統廃合に向けての施設の劣化状況の把握、児童生徒数、プール授業以外の使用状況の洗い出しを行った。結果、速やかな統廃合ではなく、様々な調整や調査を行う必要があると判断している。 | 前年度の試験運用結果に基づき実施 | 50% | 施設の長寿命化計画の策定とともに、プール施設の老朽化状況を把握する。将来的に受け入れ可能な民間施設の現状把握を実施した。 | 現に他施設のプール利用にかかる実績は少ないが、施設の現状把握内容を現在策定中の長寿命化計画(R5までの2か年事業)に反映し、今後の方向性について立案中である。 | 民間受け入れ施設が市内に少なく、市内全児童の受け入れが困難である。 消防水、災害時における避難所対応等多岐に渡り、調整が必要。 | B まずまず成果を得られなかった |
| 53 | 既存図書館の跡地利用の検討 | III | 既成概念からの脱却 | 9 | 公有資産マネジメントの推進 | 教育部長 図書館長 | 教育委員会事務局図書館 | 既存の図書館については駅前を整備する新図書館の開設に伴い閉鎖となる。 現在地の立地環境を生かしつつ、閉鎖時期や跡地の利活用について検討する必要がある。 | 駅前を整備する新図書館の開設時期を考慮に入れて、現在の立地環境を生かした、施設の維持、活用を検討する。 | 既存図書館の跡地利用の検討 | 平成29年7月に策定した「亀山市立図書館整備基本構想」において、跡地利用の検討の方向性に基づき、事務レベルでの検討を行った。 | 平成29年7月に策定した「亀山市立図書館整備基本構想」において、跡地利用の検討の方向性に基づき、事務レベルでの検討を行った。 | ・跡地利用の検討 ・活用例の調査 ・選定の検討 | 50% | 令和3年度に跡地利用の検討については、市全体で検討することとなったことに伴い、関係部局と、所管部署や跡地利用の課題等を協議した。 | 令和5年1月26日の図書館開設に伴い、旧図書館の跡地利用について、総務財政部財政課を中心に市全体で検討することとした。 | 亀山市公共施設跡地等活用検討委員会にて市全体で検討することとなった。 | B まずまず成果を得られなかった |
| 54 | 図書館開館時間の拡大 | III | 既成概念からの脱却 | 9 | 公有資産マネジメントの推進 | 教育部長 図書館長 | 教育委員会事務局図書館 | 既存の図書館においては、平成19年4月から平日の開館時間を午後7時に延長しているが、利用者の利便性向上のため、土日・祝日を含めた開館時間の拡大が必要である。 | 利用者の利便性向上のため、新図書館の開館時間の拡大に向け取り組みを行う。 | 開館時間の拡大 | 新図書館整備に伴い、現行の開館時間を午後7時から午後8時に延長するため、例規整備の検討を進めた。 | 新図書館整備に伴い、現行の開館時間を平日午後7時、土日祝日は午後5時を、一律午後8時に延長するための例規整備を進めた。 | (全日) 午前9時から午後8時 | 100% | 新図書館開館に向けて開館時間の拡大を周知し、利用者の利便性向上につなげた。 | 新図書館開館に伴い、開館時間を全日午前9時から午後8時に拡大した。 | 引き続き、利用案内や図書館ホームページ等にて開館時間の周知を行う。 | A 十分な成果が得られた |
| 55 | 施設設備の長寿命化計画 | III | 既成概念からの脱却 | 9 | 公有資産マネジメントの推進 | 地域医療部長 病院総務課長 | 医療センター 地域医療部 病院総務課 病院総務グループ | 平成30年度に基幹的設備であるボイラー及び変圧電設備の改修を完了する等、施設設備の長寿命化を図ったが、耐用年数を超え老朽化が進む他の施設設備についても、計画的な改修等が必要である。 | 給湯等配管設備、自家発電設備、エレベーターその他老朽化が進んだ基幹的設備について、企業債を積極的に利用する等の資金計画を含めた改修計画を立て施設設備の長寿命化を図っていく。 | 地下ビット等の配管等緊急度の高い改修を実施 | 起債を利用し、防犯カメラ更新工事や病棟共用トイレ改修工事等を実施した。 次年度以降の改修については、エレベーターの更新については、設備の再調査、改修方法の検討について関係者と協議した。 | 資金計画を含めた改修計画に基づく工事、修繕等の実施 | 100% | 企業債を活用し、防犯カメラ更新工事や病棟共用トイレ改修工事、外壁等塗装及び汚水配管改修工事、冷温水発生器更新工事など、緊急度の高い改修を計画的に行なった。 | 企業債を活用し、外壁等塗装及び汚水配管改修工事や冷温水発生器更新工事を行った。また、令和6年度実施予定のエレベーター改修工事について、関係者との協議を行うなど、緊急度の高い改修を計画的に行なった。 | 施設の築年数が30年以上経過し老朽化が進んでおり、改修に多大な費用を要するため、病棟の資金状況等を踏まえ計画的に改修する必要がある。 また、器械備品についても、耐用年数を経過している物が多く、使用頻度等を考慮して計画的に更新する必要がある。 | A 十分な成果が得られた | |

第3次亀山市行政改革大綱前期実施計画 令和4年度取組実績及び前期実施計画総括評価

| 具体的取組 | | 目標 | 重点方針 | 取組責任者 | | 取組部署 | 現状と課題 | 取組内容 (R2-R4) | 目標指標 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和2～4年度 | | | | | |
|-------|------------------|-----|-----------|-------|--------|--------|--------------------|--|--|--------------------------------|---|--|----------------------|------|---|--|--|-----------------|
| No | 名称 | | | 正 | 副 | | | 取組内容 (R2-R4) | | 年度末実績 (具体的な取組の状況) | 年度末実績 (具体的な取組の状況) | 年度計画 | 年度末実績 (具体的な取組の状況) | 進捗率 | 取組成果(総括) | 目標指標の実績 (令和4年度末) | 課題・問題点 | 取組の総括評価 |
| 56 | 福祉医療費助成事業の制度見直し | III | 既成概念からの脱却 | 10 | 市民文化部長 | 市民課長 | 市民文化部市民課医療年金グループ | 福祉医療費助成事業は、県制度に加え、市制度として、市独自に対象者の拡大、所得制限の緩和及び入院時食事療養費の助成を実施しているが、事業を持続的に実施するためには、市制度の見直しを検討する必要がある。 | 事業を持続的に実施するため、事業の成果・課題を整理し、市制度の見直しを検討する。 | 市制度の見直し | 障がい者医療費助成のみ所得制限を設けるとともに全ての公費の入院時食事療養費を廃止した場合の削減額の試算を継続的に実施している。 | 令和4年度から福祉医療費助成制度の見直しを実施するための条例や規則を改正した。 | 市助成制度の見直し | 100% | 市制度の見直しを検討した結果、身体障害者手帳4級所持者及び療育手帳B1所持者の医療費助成は今後も継続することとした一方、令和4年9月診療分から入院時食事療養費の助成を廃止し、心身障害者医療費助成において所得制限を導入した。 | 市制度の見直し(完了) | 所得超過により対象外となった方が、次年度以降所得制限範囲内になった場合に再度申請が必要となるため、市民の方に周知を徹底する必要がある。 | A 十分な成果が得られた |
| 57 | 総合防災情報システムの構築 | III | 既成概念からの脱却 | 10 | 危機管理監 | 防災安全課長 | 防災安全課防災安全グループ | 自然災害や国民保護法に基づく市民への情報伝達としては、緊急連絡メール、ケーブල්テレビ、ホームページ、かめやま安心メール、防災行政無線での周知等、様々なツールを利用しているが、一元管理ができておらず、それぞれの部署の職員が操作を行い情報伝達を行っている。 | 既設システムと自動連携した多様な情報伝達を一元管理し、効率的に迅速かつ正確に市民へ情報伝達ができる、総合防災情報伝達システムを構築する。 | 実施設計等の実施 | 災害時の市民への情報伝達については、緊急連絡メール、防災行政無線(同報系)、CATV、ホームページ等、様々なツールを利用しているが、総合的な防災情報伝達システム構築に向けて、各種技術等の情報収集・研究に取り組んだ。 | 防災情報伝達システムについては基本の方向性を整理した。今後の事業化に向け検討を進めた。 | 実施設計等 | 75% | 防災行政無線(同報系・移動系)整備が必要である、市役所及び開支所から市内全域への電波・伝搬状況を調査し、整備が可能であることを確認した。一方、災害発生時の確実な情報発信、情報弱者(避難行動要支援者)への情報伝達及び収集などの基本方針を設定し、具体的な整備項目やスケジュールの使用用途などを決定した。 | 当初の計画どおり電波伝搬調査を実施し、市の整備方針を決定後、市内及び議会にて合意形成を図った。今後、整備方針を基に具体化していくとともに、災害弱者対策等の課題について検討を重ねつつ進める。 | ①同報系屋外子局数の減少に伴う情報伝達要領の具体化 ②山間部等、電波伝搬が比較的弱い地域への通信の確保と重層化 ③上記を踏まえ、DX化された防災情報システムの具体化 ④災害弱者への伝達手段の検討 | B まずは成果を得られた |
| 58 | 総合福祉センター機能の在り方検討 | III | 既成概念からの脱却 | 10 | 健康福祉部長 | 地域福祉課長 | 健康福祉部地域福祉課福祉総務グループ | 総合保健福祉センターあいは、2000年12月(平成12年)に建てられ、18年余りが経過している。施設内には、温泉施設を始め、足湯、トレーニング室、カラオケ室などがあり、今後の施設管理を行うにあたり、社会情勢や利用実態に合わせた各施設の必要性や在り方について検討する必要がある。 | 温泉施設の今後の運営の仕方や老朽化が進んでいる各施設の維持管理について、利用者のニーズを把握する観点から市民を含めたワーキンググループを立ち上げ、施設の見直しや長寿寿命化について検討する。 | 見直し案の作成のためのワーキンググループ会議の開催：4回/年 | 機能見直しに必要な調査を実施するため、施設利用団体へのヒアリングや施設利用者調査などの実施に向けた予算化を行った。 | 施設の利用実態などの把握に向け、利用団体ヒアリングを実施した。しかしながら、総合保健福祉センターが新型コロナウイルス感染症の接合会場となり、温泉施設、足湯、トレーニング室などが休止となり、利用実態調査は実施できなかったが、令和4年度の実施に向け予算化した。 | 施設の運営管理の方向性について決定 | 100% | 総合保健福祉センター機能のあり方の検討に向け、利用登録団体ヒアリング調査を実施し、利用団体のニーズ等を把握した。また、市民と行政職員によるワーキンググループ会議を開催し、施設の機能見直しの方針を策定した。 | 見直し案の作成のためのワーキンググループ会議の開催：3回/年 | 総合保健福祉センターの機能見直しについて、策定した方針に基づき、具現化を進める必要がある。 | B まずは成果を得られた |

第3次亀山市行政改革大綱前期実施計画 令和4年度取組実績及び前期実施計画総括評価

| 具体的取組 | | 目標 | 重点方針 | 取組責任者 | | 取組部署 | 現状と課題 | 取組内容 (R2-R4) | 目標指標 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和2～4年度 | 取組2～4年度 | | | | |
|-------|-------------------|-----|-----------|-------|--------|-----------|-------------------------------|---|---|--|---|---|--|--|---|--|---|---|
| No | 名称 | | | 正 | 副 | | | 取組内容 (R2-R4) | | 年度末実績 (具体的な取組の状況) | 年度末実績 (具体的な取組の状況) | 年度計画 | 年度末実績 (具体的な取組の状況) | 進捗率 | 取組成果(総括) | 目標指標の実績 (令和4年度末) | 課題・問題点 | 取組の総括評価 |
| 59 | 重度心身障害者介助者手当等の見直し | III | 既成概念からの脱却 | 10 | 健康福祉部長 | 健康福祉課長 | 健康福祉課地域福祉課障がい者支援グループ | 重度心身障がい者(児)の介助者に介助者手当を支給している。近年、在宅での障がい者がその家族のニーズを把握するとともに、重度心身障害者介助者手当等の支給制度を見直し、新たな事業の構築を図る。 | 重度心身障害者介助者手当等の廃止及び新たな事業の実施 | アンケート調査を実施し、障がい者を主に介助している人のニーズを調査、分析した。また、行政改革ワークショップにおいて、第2次障がい者福祉計画の見直しに係るアンケート調査分析委託の仕様等について検討を行った。 | アンケート調査を実施し、障がい者を主に介助している人のニーズを調査、分析した。また、行政改革ワークショップにおいて、重度心身障害者介助者手当を廃止しようとする場合の代替事業や参考とする先行事例、手法等について検討を行った。 | ニーズに対応した施策の検討及び実施 | 令和3年度に実施したアンケート結果に基づき、障がい者等を介助している人のニーズの調査・分析。・重度心身障害者介助者手当を廃止しようとする場合の代替事業や参考とする先行事例、手法等に関する検討。 | 25% | アンケート結果から、移動に係るサービスに関し既存制度の拡充等について検討を行ったが、介助者手当を廃止しようとする場合の代替事業や位置付けるまでに至らなかった。 | 移動に係るサービスの健全性の確保等について検討を行ったが、介助者手当を廃止しようとする場合の代替事業や位置付けるまでに至らなかった。 | 介助者手当等の廃止については、物価高騰等による市民生活の負担増への配慮や、恒常的な扶助費増に対する市財政の健全性の確保等を踏まえつつ、受給者の収入から給付の妥当性を把握し、介助者の負担が実質的に軽減できる制度となるよう検討する必要がある。 | D:成果が得られなかった。 重度心身障害者介助者手当等の廃止及び新たな事業の実施に関する具体的な議論が進まなかった。 |
| 60 | 事業の一体的な取組 | III | 既成概念からの脱却 | 10 | 健康福祉部長 | 健康福祉課長 | 健康福祉課高齢者支援グループ、健康政策課健康づくりグループ | 介護保険地域支援事業の総合事業において、鈴鹿市と協議のうえ、広域連合に予算要求を行っているが、事業によっては、利用対象者が少なく、予算執行率が5%となっている。 | 介護保険地域支援事業の総合事業において、現在の取り組みについての見直しを行うとともに、高齢者の保健事業と介護予防事業の一体的な取り組みを行う。 | 介護予防とともに住民主体の生活支援サービスを進めるべく「経費の一部を補助した。また、関係部署との協議を重ね、既存事業の洗い出しを行い、一体的な取組の方向性について検討を行った。 | 健康づくり事業と介護予防事業の一体的な取り組みを行う | 健康づくり事業と介護予防事業の一体的な実施事業として令和5年度から実施できるように協議している。 | 75% | 健康づくり事業と介護予防事業の一体的な実施事業について、関係部署、関係機関と協議し令和5年度からの実施を目指している。 | 予算執行率については90.1%を執行することで、介護予防などに取り組むことが出来た。 | 一体的な事業の実施については、本来の目標となる健康寿命の延伸や疾病率の改善など直ぐに成果がでないものが多く、目標や評価指標の設定が難しい。その為、事業評価や改善策の検討の方法なども課題である。 | B まずは成果を得られた | |
| 61 | 行政講座情報の一元的な発信 | III | 既成概念からの脱却 | 10 | 教育部長 | 生涯学習課長 | 教育委員会事務局生涯学習課社会教育グループ | 平成31年4月に、かめやまキャンパスの内容や、公民館・歴史博物館の講座情報、市・県の出前トークなどの情報を掲載した「亀山学びのガイドブック」を発行したが、行政で行われている講座の一元化には至っていない。 | 行政において行われている講座等のさまざまな学びについての情報を集約して「亀山学びのガイドブック」等で一元的に発信することで、効率的な参加促進を図るとともに、内容や目的が重複する講座等の整理検討に結び付ける。 | 2021年度版の亀山学びのガイドブックを発行し、学びの情報の一元的な発信を行った。環境創造G主催の講座情報を新たに掲載するなど、内容の充実を努めた。 | 他部署が実施している講座等の情報を集約し、2022年版「学びのガイドブック」を発行した。今年度から新たに、市内運動施設の事業の掲載、かめやま人の活動紹介の情報を追加する。 | 「学びのガイドブック」を発行することにより、他部署が実施している講座等の学びの情報を集約し、一元的に発信することができた。また、昨年より4ページ増やし、情報の提供をすることができた。 | 100% | 「学びのガイドブック」を発行することにより、他部署が実施している講座等の学びの情報を集約し、一元的に発信することができた。 | 「学びのガイドブック」を発行することにより、他部署が実施している講座等の学びの情報を集約し、一元的に発信することができた。また、昨年より4ページ増やし、情報の提供をすることができた。 | 公民館講座の受講者募集期間の関係で、4月1日号広報とともに配布しているが、発行後に決定された講座等の情報更新が課題であったため、追補版発行の情報や、HP等での情報更新を行う必要がある。 | A 十分な成果が得られた | |
| 62 | 新たな官民連携手法の検討 | III | 既成概念からの脱却 | 11 | 政策部長 | DX・行革推進室長 | 政策部DX・行革推進室 | これまでの国や県における民間活力の動向や市の様々な取組状況を踏まえて、必要に応じて「民間活力活用指針」の見直しを行う必要がある。 | PPP(官民連携)手法の拡大を行い、民間の持つ多様なノウハウ・技術を活用することで、市民サービスの向上や経費の削減につなげていく。 | 新たな官民連携手法の実施 | 新たな官民連携手法を検討するため、みえ公民連携共創プラットフォームセミナーや、官民連携オンラインセミナーを受講した。 | 新たな官民連携手法を検討するため、関連するセミナーへ参加するなど、調査・研究を行った。 | 75% | 新たな官民連携手法の調査・研究を進めることができた。 | 新たな官民連携手法の調査・研究を進めることができた。引き続き、新たな官民連携手法の調査・研究を進める必要がある。 | B まずは成果を得られた | | |
| 63 | 指定管理者制度の検証と見直し | III | 既成概念からの脱却 | 11 | 政策部長 | DX・行革推進室長 | 政策部DX・行革推進室 | 平成29年10月に「総務委員会所管事務調査報告書」において、指定管理者制度に係る提言を受けたため、第2次行政改革大綱後期実施計画において、検証と見直しを行った。 | 選定方法、モニタリング調査方法、今後の管理運営方法の再検討を行い、検証結果に伴い契約期の内容を見直す。 | 令和元年度に見直した評価表に基づき、モニタリングを実施した。また、検証結果報告書において、各施設の実情に応じた内容としたことで、施設毎の詳細な検証を実施した。 | 見直した内容により実施 | 令和2年度から新たな評価書の運用を行っている。公募施設は年2回、非公募施設は年1回のモニタリングを実施した。また、指定管理事業検証結果報告書を基に次期協定に向け、検証を実施した。 | 100% | 令和元年度にモニタリング評価書を見直し、令和2年度から運用している。公募施設は年2回、非公募施設は年1回のモニタリングを継続的に実施した。また、指定管理事業検証結果報告書を基に次期協定に向け、検証を実施した。 | 指定管理の導入フロー等の検証を行うとともに、必要に応じて「民間活用指針」の見直しを検討する必要がある。 | A 十分な成果が得られた | | |

第3次亀山市行政改革大綱前期実施計画 令和4年度取組実績及び前期実施計画総括評価

| 具体的取組 | | 目標 | 重点方針 | 取組責任者 | | 取組部署 | 現状と課題 | 取組内容 (R2-R4) | 目標指標 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和2～4年度 | | | | | | |
|-------|------------------------|-----|-----------|-------|----------------|-------------------------------|-----------------------------------|--|--|---|--|---|--|--|---|---|---|---|--------------------|
| No | 名称 | | | 正 | 副 | | | 取組内容 (R2-R4) | | 年度末実績 (具体的な取組の状況) | 年度末実績 (具体的な取組の状況) | 年度計画 | 年度末実績 (具体的な取組の状況) | 進捗率 | 取組成果(総括) | 目標指標の実績 (令和4年度末) | 課題・問題点 | 取組の総括評価 | |
| 64 | 多文化共生の推進 | III | 既成概念からの脱却 | 11 | PPP(官民連携)の導入促進 | 市民文化部長 文化課長 | 市民文化部長グループ | 亀山市は外国人住民人口が全人口の約4%を占め、県下において比率が高い傾向にあり、より充実した環境の整備が必要である。 | 三者間通話可能な電話通訳システムやタブレット端末を活用した映像通訳システムを導入し、外国人の暮らしに関わる相談に対して対応できる体制を整備する。 | 多言語での相談体制の整備 | 令和2年2月から外国人のための一元的相談窓口を設置し、タブレット端末を活用した多言語での相談体制により、関連部署と連携して外国人の暮らしに関わる案内や相談に対応することができた。 | タブレット端末等を活用した多言語での相談体制により、関連部署と連携して外国人の暮らしに関わる案内や相談に対応することができた。 | 検証 | 100% | タブレット端末等を活用することで、ポルトガル語、英語の通訳体制により、関連部署と連携して外国人の暮らしに関わる案内や相談に対応することができた。 | 多言語での相談体制を整備したことにより、約550件の相談に対応することができた。 | 通訳不在時にも、タブレット端末で相談に対応することはできたが、タブレット端末の通訳時間が増えると、委託料が増加する課題がある。 | A 十分な成果が得られた | |
| 65 | 民間借上げ型市営住宅の推進 | III | 既成概念からの脱却 | 11 | PPP(官民連携)の導入促進 | 建設部長 建築住宅課長 | 建設部建築住宅課住まいい推進グループ | 低額所得者、高齢者、障がい者、外国人などの住宅確保配慮者に対し、市営住宅を提供しているが、耐用年数を超過し老朽化が進んでおり、需要に応じた住宅の確保が必要である。 | 民間賃貸住宅を活用した市営住宅の確保を推進する。 | 民間借上げ型市営住宅戸数: 119戸(※累計) | 令和2年10月に民間借上げ型市営住宅として北町地区に、北町住宅8戸を借上げた。 | 令和3年10月に民間借上げ型市営住宅として北町地区に、北町住宅8戸を借上げ、市営住宅として提供した。 | 住生活基本計画に基づき、民間借上げ型市営住宅戸数の確保を推進(15戸) | 令和4年度中に東御幸町地区にて民間賃貸住宅5戸を市営住宅として応募したい旨の相談があったが、年度計画の15戸を借り上げることはできなかった。 | 25% | 計画年度内に栄町地区に8戸、北町地区に8戸の合計16戸を借上げ、民間賃貸住宅を活用した市営住宅の確保を推進した。 | 計画年度内に16戸を借上げ、民間借上げ型市営住宅戸数は累計で90戸となったが、目標指標の119戸には29戸はなかった。 | 現在90戸の民間賃貸住宅の賃貸借契約をしているが、契約先は3社のみである。民間賃貸住宅を市営住宅として借上げるにあたっては、事業者の協力が不可欠であることから、不動産貸付業者を中心に、幅広い事業者に向けて事業の概要等を説明するなどの働きかけを強化する必要がある。 | C あまり成果が得られなかった |
| 66 | スクールバスの在り方検討 | III | 既成概念からの脱却 | 11 | PPP(官民連携)の導入促進 | 教育部長 教育総務課長 | 教育委員会事務局教育総務課教育総務グループ | スクールバスは、児童の安全を最優先し、登下校に際し適切に運行しなければならず、さくらに兼降時における安全確保にも取り組む必要がある。一方、運転手の人材不足と高齢化の課題がある。 | 専門性を有する事業者への業務委託について検討を行う。 | 業務委託によるスクールバス運行 | スクールバスを利用している自治体(三重県内市)を調査した結果、本市以外の自治体は、業務委託していることがわかった。委託方法として、①車両も含め全部委託する方法②車両は自前で運行のみの委託する方法があった。 | 現使用のスクールバスに関する実態把握(距離数、目視点検等)を実施した。また、福祉バスやスクールバス以外の目的での活用に関する内容を把握した上で、業務委託について検討を行った。 | 令和3年度に一定の方向性を出したため、特に実績なし。(児童の安全確保の観点から、スクールバスへの安全装置の設置を行った。) | 100% | 状況把握を行った上で、スクールバス運転手の確保に課題が残るものの、現在の手法において一定期間は継続することが望ましいとの方向性を結論付けた。 | 令和3年度に一定の方向性を出したため、特に実績なし。(児童の安全確保の観点から、スクールバスへの安全装置の設置を行った。) | 安定したスクールバス運転手の確保 | C あまり成果が得られなかった | |
| 67 | 広域連携の検討 | III | 既成概念からの脱却 | 12 | 新たな自治体間連携の検討 | 政策部長、総務財政部長 政策推進課長、総務課長 | 政策部政策推進課政策調整グループ、総務財政部総務課人事給与グループ | 人口減少・税収減が見込まれるなか、限られた経営資源を活用して持続可能な行政サービスを提供していくためには、自治体間の連携協力により、市民サービスの向上や業務の効率化を進める必要がある。 | 鈴鹿亀山地区広域連合と連携を図りながら、広域的な取組を必要とする事務事業について検討を行う。 | 広域連携について具体的に検討を行った事務事業の数: 1業務 | 鈴鹿亀山地区広域連合と連携を図りながら、高齢者や障がい者等の消費者被害を防ぐための鈴鹿亀山地区消費者安全確保地域協議会の設置について検討を行った。 | 広域連携により効率化が期待できる具体的な取組について検討 | 鈴鹿亀山地区広域連合を通じて、新たな分野での広域連携について検討することとした。 | 50% | 広域連携による効率化を図ることで、亀山・鈴鹿両市民のサービス向上につなげることができた。 | 鈴鹿亀山消費生活センターの相談機能を充実させることができたが、新たな分野における広域連携については、具体的な検討には至っていない。 | 効率的・効果的な行政経営を図るため、広域連携を進める分野・取組を検討する上で、3者が共通認識を持つ必要がある。 | B まずは成果を得られなかった | |
| 68 | AI・RPA等のICT利活用の情報共有と連携 | III | 既成概念からの脱却 | 12 | 新たな自治体間連携の検討 | 政策部長、総務財政部長 DX・行革推進室長、総務課長 | 政策部DX・行革推進室、総務財政部総務課人事給与グループ | AI・RPA等のICTを利活用し、業務の効率化を図るためには、他自治体の効果的な取組などの共有を図る必要がある。 | 新たにノウハウを取得した業務工程数: 2件 | コロナ禍の影響で延期となった北勢4市合同研修に代えて、県主催のスマート自治体推進検討会議に参画し、AI・RPA導入に向けた研究に加え、県内各市の事例を学んだ。また、本市を含む県内4市町が、総務省実施のプロジェクトに選定され、その中で、固定資産税業務の一部にRPAを導入した。 | 令和3年6月に、これまでのスマート自治体推進検討会議にかわって三重県・市町DX推進協議会が設置された。本会議に参画し、他自治体との情報共有や連携を図るとともに、デジタルツールの共同整備に向け検討を行った。また、県が実施するデジタル技術活用等に関する実証実験に参加した。 | デジタル技術の効果が得られた場合、運用に向けた事務手続きを開始 | 三重県・市町DX推進協議会へ継続して参加するとともに、チャットツールを利用することにより、県及び県内各市との情報共有や連携をよりスムーズに行うことができた。 | 100% | コロナ禍の影響で延期となった北勢4市合同研修に代えて、三重県・市町DX推進協議会に参画し、県内各市町の情報共有や連携を図るとともに、デジタルツールの共同整備に向け検討を行うことができた。 | 新たにノウハウを取得した業務工程数: 2件(RPAシナリオ導入: 1件(R2))、システム共同調達: 1件(R4)本市を含む県内4市町が、総務省実施のプロジェクトに選定され、その中で、固定資産税業務の一部にRPAを導入した。また、チャットツールやアンケートフォーム作成システムを県内他市町と共同調達により通常より安価に導入できる環境が整った。 | A 十分な成果が得られた | | |

第3 次亀山市行政改革大綱前期実施計画 令和4年度取組実績及び前期実施計画総括評価

| 具体的取組 | | 目標 | 重点方針 | 取組責任者 | | 取組部署 | 現状と課題 | 取組内容 (R2-R4) | 目標指標 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和2～4年度 | | | | | |
|-------|-------------------|-----|---------------|-------|-----------------|------------------|---------------------------|--|---|---|---|--|----------------------|---|---|--|------------|---------------|
| No | 名称 | | | 正 | 副 | | | 取組内容 (R2-R4) | | 年度末実績 (最終的な取組の状況) | 年度末実績 (最終的な取組の状況) | 年度計画 | 年度末実績 (最終的な取組の状況) | 進捗率 | 取組成果(総括) | 目標指標の実績 (令和4年度末) | 課題・問題点 | 取組の総括評価 |
| 69 | 次期一般廃棄物処理施設の在り方検討 | III | 既成概念からの脱却 | 12 | 新たな自治体間連携の検討 | 産業環境部 環境課長 | 産業環境部環境課廃棄物対策グループ | 一般廃棄物処理施設は、長寿命化計画に基づく基幹的設備改良工事や大規模整備工事、年次計画に基づく定期整備により延命化を図っている。しかしながら、延命化工事により延伸する施設の稼働期間は令和11年度以降に満了する予定であることから、これ以降の一般廃棄物の処理をどう進めるのか方針を決定する必要がある。 | 次期一般廃棄物処理施設の在り方について、近隣市との間で処理の広域化と処理施設の集約化を図ることができないか調査・研究し、経済性や効率性、利便性などの視点から本市にとって最適な施設の在り方を検討する。 | 次期一般廃棄物処理施設の在り方について、近隣市の処理経費、収集体制、保有施設等を調査した。単独での施設建設と広域化・集約化をした場合を整理し、教育民生委員会に資料提出した。 | 令和3年11月～12月に近隣市の環境部と意見交換し、保有施設の今後の整備計画や稼働終了時期の確認、次期一般廃棄物処理施設の整備方針等について聞き取りした。 | 近隣市と広域化の協議を進めつつ、単独の場合のごみ処理の在り方(施設保有、民設民営、委託)についても検討を行った。 | 50% | 近隣市の保有施設の整理や、近隣市の環境部等との意見交換により課題を確認した。 | 次期施設の在り方については、広域化を含め、単独の場合、施設保有、民設民営、委託などの方法があることを確認し、検討を行ったが、どの方法でごみ処理を行っていくのか方向性を決定することができなかった。 | 近隣市との協議や意見交換などともに課題整理に取り組み共有する必要がある。溶融処理施設だけでなく、粗大ごみ処理施設などの中間処理施設を含め、次期施設の在り方を整理する必要がある。 | C | あまり成果を得られなかった |
| 70 | はしご自動車の共同整備・共同運用 | III | 既成概念からの脱却 | 12 | 新たな自治体間連携の検討 | 消防部長 消防総務課長 | 消防本部消防総務課総務、消防団グループ | 限られた財源の中で、市民の生命・身体・財産を守り、大規模火災や地震等の多様化する災害への確実な対応していかなければならない。このような状況のなか、年間の災害出動回数が少なく、整備・運用費用が高額であるはしご自動車は財政上大きな負担となっている。 | はしご自動車の更新時期が近い本市と鈴鹿市が、当該車両を共同整備・共同運用することにより、その財源を使用頻度の高い資機材の整備や現場要員の増強などに充てることにより、両市の消防力を強化する。 | 共同整備が完了し、令和3年2月3日に共同運用を開始した。また、同年3月8日、9日には、両市消防本部合同の訓練を実施した。 | 両市で定めた運用要綱・運用要領に基づく管理サイクルで円滑に運用できた。なお、両市での合同訓練については、年2回の計画であったところ、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により、1回の実施となった。 | 共同運用の継続実施 | 100% | はしご自動車に係る経費削減及び両市の消防体制の強化を図ることができた。 | 高額である整備・運用経費を削減した。計画に基づき、両市で定期的に合同訓練を実施した。(4回) | 必要に応じて運用要綱・運用要領を見直すとともに、災害対応に遺漏がないよう、両市で定期的な合同訓練を実施するなどの取組みが必要である。 | A | 十分な成果が得られた |
| 71 | 消防指令業務の共同運用 | III | 既成概念からの脱却 | 12 | 新たな自治体間連携の検討 | 消防部長 情報指令課長 | 消防本部情報指令課情報指令第1・2グループ | 大規模地震、豪雨災害、テロ災害や市街地における大規模火災や地震等の多様化する災害への確実な対応していくためには、人的・財政的な資源を有効活用し、将来にわたって持続可能な消防体制を整備・確立していくことが必要である。社会経済情勢の変化、各般の技術の進展に応じて、より高度・専門的な活動を実施できるようにしていく必要がある。 | 「消防の連携、協力の推進について」(平成29年4月1日付け消防第59号消防庁官通知)に基づき、津市消防本部、鈴鹿市消防本部及び亀山市消防本部は、平成31年2月に「津・鈴鹿・亀山消防連携・協力勉強会」を設立した。今後も119番通報受付及び出動指令、また、常備消防の部隊運用管理並びに消防救急無難など、消防指令業務の共同運用(自治体間の連携)に向け検討を進めていく。 | 津・鈴鹿・亀山消防連携・協力勉強会(本会3回)において、諸課題の調査・研究を進めるとともに、基本的な考え方や方向性を検討した。令和2年度は勉強会を5回開催したほか、消防長調整会議を2回開催した。 | 津・鈴鹿・亀山消防連携・協力勉強会(本会3回)作業部会6回)に出席し、消防庁調査や勤務体制等の検討を実施するほか、既存指令システムの課題整理等の基礎調査業務委託に係る調査及び検討を進めた。 | 共通の方向性(運用方式等)の決定 | 100% | 津・鈴鹿・亀山消防連携・協力勉強会(本会5回)に出席し、協議会を設置して、調整を行った。また、各市の議会で可決されたことから、10月28日には、津市、鈴鹿市及び亀山市消防通信指令事務協議会を設置した。協議会設置後は、次年度以降の実施設計業務及び整備工事に向けた調整が整った。 | 津・鈴鹿・亀山消防連携・協力勉強会(本会及び作業部会)において、消防指令業務の共同運用に係る課題の検討を進めるとともに、基礎調査業務委託の結果報告をふまえて、津・鈴鹿・亀山消防連携・協力実施計画を策定した。また、各市の議会で可決されたことから、10月28日には、津市、鈴鹿市及び亀山市消防通信指令事務協議会を設置し、次年度以降の実施設計業務及び整備工事に向けた調整が整った。 | 前期実施計画期間における課題、問題点に特になし。 | A | 十分な成果が得られた |
| 72 | 地域の担い手育成支援 | IV | 市民総活躍によるまちづくり | 13 | 地域まちづくり協議会の運営支援 | 市民文化部長 まちづくり協働課長 | 市民文化部長まちづくり協働課地域まちづくりグループ | 地域住民が自主的かつ自立的に責任をもって地域課題の解決に取り組む地域まちづくり協議会の継続的な活動を行うためには、人材育成の支援を行う必要がある。 | 地域リーダーの発掘と育成及び組織内部での後継者育成と役割分担のしくみづくりを支援する。 | 地域まちづくり協議会が計画的に育成される、多様な人材が活動に参画 | コロナ禍の影響で開始時期が遅れたものの、ファシリテーション技術を学ぶ「会議ファシリテーション研修」(全3回)に加えて「地域のまちづくりアカデミー」(全3回)を開催した。地域のまちづくりアカデミーでは、組織内部での後継者育成と役割分担のしくみづくりを研修のテーマに盛り込んだ。 | ・地域リーダーの発掘と育成のための地域担い手研修の開催 ・組織内部での後継者育成と役割分担のしくみづくりの検討 | 50% | 地域担い手研修を継続的に開催する中で、オンラインや動画配信を活用し参加しやすい環境を整えたことに加え、受講者もその活用方法を理解したことで参加者が増加した。また、研修の受講者が地域まちづくり協議会の役員に就任される事例も出てきている。 | 地域担い手研修については、地域まちづくり協議会によって出席者数に差異がある。組織内部での後継者育成と役割分担のしくみづくりについては、後継者不足等により、役員出等にて苦慮している地域が一部で見受けられる。 | B | まずは成果が得られた | |

第3次亀山市行政改革大綱前期実施計画 令和4年度取組実績及び前期実施計画総括評価

| 具体的取組 | | 目標 | 重点方針 | 取組責任者 | | 取組部署 | 現状と課題 | 取組内容 (R2-R4) | 目標指標 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和2～4年度 | 取組2～4年度 | | | | |
|-------|----------------------|---------------|-----------------|--------|-----------|--------------------------|---|--|-------------------------------|---|---|---------------------------|--|---------|--|-----------------------------------|--|------------------|
| No | 名称 | | | 正 | 副 | | | 取組内容 (R2-R4) | | 年度末実績 (具体的な数値の状況) | 年度末実績 (具体的な数値の状況) | 年度計画 | 年度末実績 (具体的な数値の状況) | 進捗率 | 取組成果(総括) | 目標指標の実績 (令和4年度末) | 課題・問題点 | 取組の総括評価 |
| 73 | ICTを活用した情報交流の仕組みの構築 | 市民総活躍によるまちづくり | 地域まちづくり協議会の運営支援 | 市民文化部長 | まちづくり協働課長 | 市民文化部まちづくり協働課地域まちづくりグループ | 全ての地域まちづくり協議会がインターネット環境が整備されている中で、地域まちづくり協議会と市が連携して課題解決に取り組むため、相互に情報交流ができる仕組みを構築する必要がある。 | 市と地域まちづくり協議会がメールでやり取りをしている文書等について、ICTを活用した情報交換の新たな仕組みを構築することで、より確実な情報交流を実現する。 | 地域まちづくり協議会や市が相互に情報交流を実施 | 新たな情報交流の仕組みとしてのシステムの検討を行い、各地域まちづくり協議会へ説明するとともに導入を行った。 | 情報交流の仕組みとして導入した情報共有システムaipoの本格運用に向け、操作マニュアルを作成し各地域まちづくり協議会ごとに操作研修を行った。 | 情報交流の仕組みの運用 | 情報交流の仕組みとして導入した情報共有システムaipoの本格運用を開始し、会議資料や通知、各地域まちづくり協議会とのやり取り等掲載することでこれまでの確かつ迅速な情報共有が図れるようになったほか、地域まちづくり協議会が活用する各種様式を掲載することで事務の効率化が図れた。 | 75% | 情報交流の仕組みとして導入した情報共有システムaipoを使用して地域まちづくり協議会と市が情報交流を行える体制を整え、本格運用を開始したことで、これまで以上に確かつ迅速な情報共有が図れるようになった。 | 地域まちづくり協議会や市が相互に情報交流を実施できる基盤が整った。 | 地域まちづくり協議会の事務職員によって、システムの操作や活用に対する理解度に差がある。また、各種事務のマニュアル化を一層進め、システムを活用し共通理解を促す必要がある。 | B まずまず成果を得られた |
| 74 | 地域共生社会に向けた包括的支援体制の検討 | 市民総活躍によるまちづくり | 地域まちづくり協議会の運営支援 | 健康福祉部長 | 地域福祉課長 | 健康福祉部地域福祉課福祉総務グループ | 平成30年度から社会福祉協議会にCSWを配置し、個別支援を展開しているが、中にはごみ屋敷等、制度のはざまの問題など、複雑かつ多様な課題を抱えた世帯全体の支援が必要課題が顕在化してきており、窓口・支援機能の総合化が求められている。国では、包括的支援の具現化を進めており、令和3年度から従来の制度別に設けられた各種支援の一体的な実施が行われる予定である。 | 分野別の属性や課題に基づいた縦割りの制度を整理し、高齢者、障がい者、生活困窮者など、従来の分野ごとで対応するのではなく、地域まちづくり協議会との役割のすみ分けを行いながらと受けとめる包括的な支援体制の構築を行う。 | 総合相談窓口機能・支援体制の構築：1箇所 | 複合課題をCSWに集約するつながるシートを導入し、世帯全体のトータルケアプランを作成することで、支援が必要な世帯に対する相談支援の体制を整えた。また、令和3年度から実施される重層的支援体制整備事業の実施に向け、総合相談窓口機能をはじめとした包括的支援体制の構築に向けた検討を進めた。 | 市民の福祉課題に直面する機会が多いと思われる窓口を有する課に対し、複合課題をCSWに集約するつながるシートの全庁展開を進めた。また、世代や属性を超えた相談支援や地域づくりなどの一体的な実施に向け、国の補助事業である重層的支援体制整備の移行準備事業を実施した。 | 包括的支援体制の運用(国の新たな事業を活用) | 令和4年度から主要事業化した地域福祉力向上重層的支援体制事業として、受託先の亀山市社会福祉協議会と連携し、つながるシートを活用した包括的相談支援事業・アウトリーチ等による継続的支援事業・参加支援事業を展開するとともに、世帯全体の支援プランを作成・管理できる会議体を設置・運営した。 | 100% | 国モデル事業を活用し社会福祉協議会に配置したCSWを軸とした包括的な支援体制づくりを進めてきた。令和3年4月から法改正により重層的支援体制整備事業(任意)が位置づけられたことから、主要事業化し、継続的に事業を展開できる体制を整えた。 | 総合相談窓口機能・支援体制の構築：1箇所 | 主要事業として事業を展開する中で、受託先の亀山市社会福祉協議会と協議しながら、継続的に取組の充実、強化を図る必要がある。 | A 十分な成果が得られた |
| 75 | 地区衛生組織連合会事業の在り方の検討 | 市民総活躍によるまちづくり | 共助による支え合いの基盤の強化 | 産業環境部 | 環境課長 | 産業環境部環境課環境創造グループ | 亀山市地区衛生組織連合会は、亀山市自治会連合会・亀山市婦人会連絡協議会・亀山市老人クラブ連合会により組織している。現在、各団体の構成員等の減少により事業運営に支障をきたしており、亀山市地区衛生組織連合会事業の在り方について検討を進める必要がある。 | 亀山市地区衛生組織連合会事業の在り方について、本連合会実施事業と類似する事業を行っている他団体と協議・調整の上、その方向性を検討する。 | 亀山市地区衛生組織連合会事業の在り方の方向性を決定 | 亀山市地区衛生組織連合会役員会や環境創造グループ内で事業の洗い出しを行った。 | 環境未来創造会議の快速部会を開催し、協議を行う予定だったが、新型コロナウイルス感染症の影響で延期となり、開催することができなかった。 | 亀山市地区衛生組織連合会事業の在り方の方向性を決定 | 亀山市環境未来創造会議の快速部会を開催し、組織の在り方、方向性について協議を行ったところ、存続させることにより状況に適した事業を行っていくべきとの見解が示された。亀山市地区衛生組織連合会役員会や環境未来創造会議快速部会で事業内容の検討を行うこととなった。 | 75% | 亀山市地区衛生組織連合会の在り方について検討を行ったところ、存続させることにより状況に適した事業を行っていくべきとの見解が示された。亀山市地区衛生組織連合会役員会や環境未来創造会議快速部会で事業内容の検討を行うこととなった。 | 亀山市地区衛生組織連合会の在り方の方向性が決定された。 | 各団体の構成員等が減少していることから事業運営に支障をきたす恐れがある。 | B まずまず成果を得られた |
| 76 | 自主防災組織等の強化 | 市民総活躍によるまちづくり | 共助による支え合いの基盤の強化 | 危機管理監 | 防災安全課長 | 防災安全課防災安全グループ | 災害時において、自らを守る自助と相互に助け合う共助の重要性を市民一人ひとりや地域での意識を高め、それぞれが自らを守ることでできるよう、地域住民が自らの課題として捉え、各団体の構成員等の減少により事業運営に支障をきたしており、亀山市地区衛生組織連合会事業の在り方について検討を進める必要がある。 | 自主防災組織の強化を図るため、地区防災計画の策定支援を行う。 | 地区防災計画を策定した地域まちづくり協議会等の数：10地区 | 川崎、野村、井田川北、加太地区の策定を行った。 | 厚生地区において、地区防災計画の策定に向けて支援をしている。他の地区(野登、御幸地区等)において、策定に向けて呼びかけを行った。 | 地区防災計画の策定支援 | 厚生地区、野登地区、御幸地区において、地区防災計画の策定に向けて支援を継続し、御幸地区において策定が完了した。 | 50% | 地区防災計画は5地区(川崎、野村、井田川北、加太、御幸地区)が策定済で3地区(厚生、関宿、野登地区)の策定支援を継続した。 | 目標策定数10地区；策定済地区数5地区 | ・地区防災計画に取り組みやすくするためひな形を作成したが、更なる手法の検討が必要 ・地区策定に対する意識の向上が必要 | B まずまず成果を得られた |

第3次亀山市行政財政改革大綱前期実施計画 令和4年度取組実績及び前期実施計画総括評価

| 具体的取組 | | 目標 | 重点方針 | 取組責任者 | | 取組部署 | 現状と課題 | 取組内容 (R2-R4) | 目標指標 | 令和2年度 (実績) | 令和3年度 (実績) | 令和4年度 (計画) | 令和2～4年度 取組成果(総括) | 目標指標の実績 (令和4年度末) | 課題・問題点 | 取組の総括評価 | |
|-------|------------------------|---------------|--------------------|--------|-----------|-------------------------|--|--|--------------------------|--|--|--|--|---|---|---|------------------|
| No | 名称 | | | 正 | 副 | | | 取組内容 (R2-R4) | | 年度末実績 (最終的な取組の状況) | 年度末実績 (最終的な取組の状況) | 年度計画 | 進捗率 | 取組成果(総括) | 目標指標の実績 (令和4年度末) | 取組の総括評価 | |
| 77 | かめやま人の活躍による市民の連携強化 | 市民総活躍によるまちづくり | 14 共助による支え合いの基盤の強化 | 教育部長 | 生涯学習課長 | 教育委員会事務局生涯学習課社会教育グループ | 現状地域には様々な地域課題があり、その課題解決に取り組むため地域で活躍できる人材を育成する必要がある。 | 地域で活躍できる人材を育成するかめやまキャンパスにおいて、地域の魅力発信や環境問題への取組、地域課題の解決のための事業化などに取り組める人材を育成するとともに、その活躍の場を提供する。 | かめやまキャンパスを修了した人数：60人 | かめやまキャンパス講座を実施するとともに、全受講生を対象としたオンライン体験合同講座を行い、ICTを活用した学びの提供を行った。 | 地域課題に取り組む人材を育成するため、かめやまキャンパスをZoom等を活用して実施した。しかし、新型コロナウイルス感染症の流行により、予定していた回数の講座ができなかった。 | かめやまキャンパスによる人材育成(第2期生募集、1年次：入門編) | 75% | かめやまキャンパスを核とする学びの体系を構築することにより、講座修了者10人をかめやま人に認定することにより、人材育成を図ることができた。 | かめやまキャンパスの第1期生となる講座(まちの起業人・森と水の守り人・まちのくらし人・まちの歴史人養成講座がすべて修了)において、修了者90人、かめやま人には17人が認定され、人材育成を図ることができた。 | かめやま認定者が継続的に地域で活躍できるよう、市民や関連部署と情報共有を行い、活動の場を提供するなど、必要な支援を行う必要がある。 | B まずまず成果を得られた |
| 78 | 協働によるまちづくりの推進 | 市民総活躍によるまちづくり | 15 協働事業の推進 | 市民文化部長 | まちづくり協働課長 | 市民文化部長まちづくり協働課市民協働グループ | 地域課題の解決に向けては行政だけでは限界があり、市民活動団体や地域まちづくり協議会などと協働で取り組む必要がある。現在、協働事業提案制度以外にも様々な場面で行政と各種団体と一緒に事業が展開されているが、協働の指針に基づき協働が行われるよう庁内体制の整備を推進する。 | 市民活動団体や地域まちづくり協議会と行政との協働の体制を整備する。 | 協働事業提案制度を実施した件数：30件(※累計) | 協働事業提案制度を利用せず、課題解決に向けて各地域まちづくり協議会がそれぞれ異なる部署(行政)と協働事業を展開している。 | 協働のしくみによる地域まちづくり協議会と行政との協働事業の実施 | 100% | 協働事業提案制度を利用した市民活動団体と行政との協働事業は累計32件となる。また、地域課題の解決に向けての庁内体制の整備については、協働事業提案制度を利用せず、市が実施する事業における地域まちづくり協議会との連絡調整に関することを地域担当職員が担うこととした。 | 協働事業提案制度を利用した市民活動団体と行政との協働事業は累計32件(※累計) | 現在、協働事業提案制度以外にも様々な場面で行政と各種団体が協働して事業を展開しているため、今後も継続して協働による事業が行われるよう、庁内体制の充実を図る必要がある。 | A 十分な成果が得られた | |
| 79 | 文化財建造物の公開活用の拡充 | 市民総活躍によるまちづくり | 15 協働事業の推進 | 市民文化部長 | 文化課長 | 市民文化部長文化課まちなみ文化財グループ | 関の山車会館等整備が完了した文化財建造物について、公開活用をより拡充していく必要がある。 | 公開活用を拡充するため、市民団体等の参画を進める。 | 新たな市民団体等の増加 | 市民団体(関の山車保存会)と管理・運営方法の方向性について協議を行った。 | 関の山車会館の活用について、関宿「関の山車」保存会及び各山車持ち自治会と協議し、お囃子の練習や披露の会場として活用の拡充を進めた。また、旧田中家住宅の活用については、次年度中の公開に向けて、観光協会等と協議した。 | 関の山車会館の活用について、関宿「関の山車」保存会及び各山車持ち自治会と協議し、お囃子の練習や披露の会場として活用の拡充を進めた。また、旧田中家住宅の活用については、次年度中の公開に向けて、観光協会等と協議した。 | 100% | 文化財建造物の公開活用について、まちづくり協議会や文化財の保存継承を行う市民団体等と協議を行い、関の山車会館や旧落合家住宅、旧佐野家住宅等の公開活用の拡充を図ることができた。 | 関の山車会館の活用について、関宿「関の山車」保存会及び各山車持ち自治会と協議し、お囃子の練習や披露の会場として活用の拡充を進めた。また、旧田中家住宅の活用については、次年度中の公開に向けて、観光協会と協議した。 | A 十分な成果が得られた | |
| 80 | 高校、大学及び学生企業等、各種学校連携の強化 | 市民総活躍によるまちづくり | 15 協働事業の推進 | 産業環境部長 | 商工観光課長 | 産業環境部商工観光課観光・地域ブランドグループ | 協働事業では様々な活動主体と連携を行ってきたが、後継者不足等の理由で、協働事業の持続性が危ぶまれる。新たな発想による活性化と持続的な協働事業の在り方が望まれる。 | 高校、大学及び学生企業等と連携して、継続的に観光分野における協働事業が推進できる仕組みづくりを、様々な機会を利用して構築する。 | 各種学校連携の回数：1回 | 四日市で開催されるB1グランプリに向けて、会場PR方法など、鈴鹿大学学生企業に協定に基づき業務委託を行った。また、亀山7座トレイルで、鈴鹿高校山岳スキー部と連携しているが、コロナ禍により会議も継続的に行えず、具体的な活動は行っていない。 | 亀山7座トレイル登山道活用ネットワークで、鈴鹿高校山岳スキー部と連携した登山道整備は、日程が調整できず実施できなかった。また、高校、大学等と連携した取組を行うための協定の締結には至っていない。 | 25% | ・コロナ禍の影響により活動が行えない年度が続き、鈴鹿高校山岳スキー部と連携した登山道整備は3年間で2回の実施であったが、亀山7座トレイルネットワークの活動としては、持続的な協働事業として実施することができた。 | 各種学校連携の回数：R2年度2回 R3年度0回 R4年度0回 | 亀山7座トレイル登山道活用ネットワーク事務局機能を亀山市地域社会振興会に移し、運営を軌道に乗せるためのさらなる支援が必要である。 | C あまり成果を得られなかった | |

第3次亀山市行政改革大綱前期実施計画 令和4年度取組実績及び前期実施計画総括評価

| 具体的取組 | | 目標 | 重点方針 | 取組責任者 | | 取組部署 | 現状と課題 | 取組内容 (R2-R4) | 目標指標 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和2～4年度 | | | | | |
|-------|---------------------|----|---------------|-------|---------|----------------|----------------------|---|--|----------------------|---|--|--|------|---|---|---|------------------|
| No | 名称 | | | 正 | 副 | | | 取組内容 (R2-R4) | | 年度末実績 (具体的な取組の状況) | 年度末実績 (具体的な取組の状況) | 年度計画 | 年度末実績 (具体的な取組の状況) | 進捗率 | 取組成果(総括) | 目標指標の実績 (令和4年度末) | 課題・問題点 | 取組の総括評価 |
| 81 | 生活道路改良要望に対する評価基準の策定 | IV | 市民総活躍によるまちづくり | 15 | 協働事業の推進 | 建設部長 土木課長 | 建設部土木課 道路整備グループ | 市民から寄せられる生活道路改良要望について、限られた財源で、質の高い道路整備を実現するために地域と行政が協働して、地域の道路整備計画を策定、整備に取り組んでいるが、市民ニーズは多様化しているため柔軟な対応が求められている。このことから道路整備計画の策定を前提とした道路整備に拘ることなく柔軟性に富んだ道路整備が行える仕組みづくりを構築する必要がある。 | 生活道路改良要望に関する仕組みづくりとして、定性的・定量的な評価基準を策定し、運用を開始する。 | 評価基準の策定及び運用開始 | 新型コロナウイルス感染症等の流行により、先進都市への調査の実施を令和2年度から令和3年度へ移行した。また、亀山市生活道路整備指針の指針対象の見直し、他事業との関係性整理を図ること、道路整備の必要性判断根拠となる内規の検討を進めた。 | 亀山市生活道路整備指針の改定版(案)及び評価基準(案)について、要望路線の評価・優先度判定(サンプリング)を行い、今後の整備方針とのずれが生じていないか最終の確認を行い策定が完了した。 | 令和4年4月に各自治会長へ生活道路整備についての文書を配布したところ、3自治会から道路拡幅についての相談があった。自治会と現地にて立会いを実施し、要望路線が生活道路整備指針の対象となるか説明を行い理解を得た。 | 100% | 改訂した生活道路整備指針の運用を開始し、事業の実施の判断や優先度の判定など要望があった自治会に対して説明責任を果たすことができた。 | 対象となった要望路線については、指針に基づき評価、優先度の判定を行い道路拡幅の実施を判断した。 | 自治会に対して生活道路整備指針の理解を得ること。今後、部分拡幅(待避所)など各自治会のニーズに応じた柔軟な整備手法も検討しなければならない恐れがある。 | A 十分な成果が得られた |
| 82 | 市道草刈活動支援事業の活動団体の拡大 | IV | 市民総活躍によるまちづくり | 15 | 協働事業の推進 | 建設部長 建設管理課長 | 建設部建設管理課 道路保全グループ | 県道からの管理移管や開発行為による認定等で市道延長及び路線数の増加に伴い、管理範囲が拡大の一途をたどっている。国道や農道と違い、市道は一般生活や通学路のように市民生活に直結した道路であり、交通車両や歩行者の安全な交通に対応する市発注による市道草刈委託料も増加している。 | 現在の参加団体には自治会以外の団体や地域まちづくり協議会からの参加もあり、今後も草刈支援事業実施の協力団体の公募を引き続き行い、参加団体の拡大で市民協力のもと市財政の負担の抑制を図る。 | 参加団体数：47団体 | 令和3年4月1日号の協力団体の公募を、市広報4月1日号及び市HPに掲載し、市民・各団体に同事業について幅広く通知し、参加を依頼した。 | 令和3年4月1日号の広報で、草刈支援事業実施の協力団体を公募し、自治会に限らず地域まちづくり協議会や有志団体などから、幅広く参加協力が得られている。 | 令和4年4月1日号の広報で、草刈支援事業実施の協力団体を公募し、自治会に限らず地域まちづくり協議会や市民団体などから、幅広く参加協力が得られているもの、参加団体数は横ばい傾向にある。 | 75% | 草刈支援事業実施の協力団体の公募を行い、参加団体には自治会以外の団体や地域まちづくり協議会からの参加もあり、団体数は横ばい傾向であるが、市民協力のもと市財政の負担の抑制を図れた。 | 参加団体数：40団体 | 本事業や他の制度を活用し、計画的に道路美化に協力していただいている自治会等がある一方で、草刈作業等、道路美化に協力していただいているにも関わらず、制度を十分に活用できていない団体もあるため、道路愛護の機運が高まらない。 | B まずまず成果を得られた |

【別表】令和4年度効果額（歳入確保及び歳出抑制等）

（単位：千円）

| No. | 目 標 | 重 点 方 針 | 主 な 取 組 | 歳入効果額 | 歳出効果額 | 主 な 内 容 |
|-----|-------------|-----------------|----------------------------|--------|--------|--------------------------------|
| 27 | Ⅱ 財政運営の強化 | 6 歳入確保の推進 | 普通財産の有効活用・売却 | 19,746 | | 土地・建物貸付及び土地・建物売却（法定外公共物等）によるもの |
| 29 | Ⅱ 財政運営の強化 | 6 歳入確保の推進 | 市税（現年分）の収納率の向上 | 26,438 | | 現年分の収納率の向上 |
| 31 | Ⅱ 財政運営の強化 | 6 歳入確保の推進 | 保育所等利用者負担金（現年分）の 収納率の向上 | 103 | | 現年分の収入率の向上 |
| 35 | Ⅱ 財政運営の強化 | 6 歳入確保の推進 | 医業未収金の徴収対策 | 798 | | 収納率の向上 |
| 70 | Ⅲ 既成概念からの脱却 | 12 新たな自治体間連携の検討 | はしご自動車の共同整備・共同運用 | | 12,544 | はしご自動車共同整備・共同運用による経費削減 |
| | | | | 47,085 | 12,544 | |
| | | | | 59,629 | | |